英国2006年テロリズム法

岡久　慶

本稿は、『外国の立法』第228号の「英国2006年テロリズム法―『邪悪な思想』との闘い」で解説した英国2006年テロリズム法（Terrorism Act 2006（c. 11））の全文を翻訳し、紹介するものである。

イギリスで2006年３月30日に成立した、この法律は、前年７月７日に発生したロンドン同時多発テロ事件に対応して急遽制定された法律と位置づけられることが多い。

しかし実際には、2005年５月５日に行われた総選挙向けの労働党マニフェストにおいて、「テロリズムを許し、賛美する者を訴追する法律を定める」の一文が公約として掲げられていた。つまり、法律の重要な柱の１つに関しては、その制定が既定の路線であったともいえる。

イギリスでは北アイルランド問題に起因するテロリズムが下火となると、それと入れ替わるようにイスラム過激派のテロリズムが台頭してきた。これを受け、2000年テロリズム法（Terrorism Act 2000（c. 11））が制定された。2000年法は、あらゆるテロリズムに対応した、総合的対テロリズム法制の枠組を定めた法律であり、テロ組織の非合法化、武器訓練の禁止、令状なしの逮捕と身柄勾留等の警察権限強化などを定めている。

その後、2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法（Anti-Terrorism, Crime and Security Act 2001（c. 24））、2005年テロリズム防止法（Prevention of Terrorism Act 2005（c. 2））、そして今回の2006年テロリズム法が制定され、いずれも2000年テロリズム法に基づく枠組を補完している。

2000年法の特徴として挙げられるのは、テロリズムを「人への深刻な暴力を伴い、財産に深刻な損害を与え、当人以外の人命を危険に晒し、公共若しくは公共の一部を深刻な健康上若しくは安全上の危険に晒し、電子システムに深刻な障害若しくは混乱を起こすなどの行為をし、又はこれらの行為を行うと恫喝し、政府（及び国連のような政府間国際機関）に影響を与え、又は一般公衆を脅迫しようとし、政治的･宗教的･思想的な目的を追求しようとすること」と広範に定義したことである。これは、あらゆるタイプのテロリズムに対応するという法律の趣旨からいえば当然であるが、一方では当局による権限濫用を危惧する声があるのも事実である。

2006年テロリズム法の審議過程で、テロリズムの賛美を禁止する規定を巡って、最後まで議論が紛糾した一因は、この問題に起因しているものと考えられる。

2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法は、2001年９月11日の米国同時多発テロ事件を受けて成立した法律である。この事件によって、イスラム過激派テロリストの国際的ネットワークが、イギリス、特にロンドンを活動拠点として利用している事実が注目を浴び、批判を受ける前に対策を講じたとの指摘もある。

2001年法には、内相が認定した外国籍のテロリスト容疑者に対して国外退去又は裁判なしの無期限拘束の二者択一を強いる規定、通信データの保持、航空の安全等に関する規定等が設けられている。

2005年テロリズム防止法は、外国籍のテロリスト容疑者の無期限拘束が、欧州人権条約に違反するとの上院上訴委員会の判決を受けて制定

された法律であり、無期限拘束に代わり、容疑者に対して様々な制限又は条件を課する管理命令を定める権限を内相に与えている。

2006年テロリズム法は、こういったイスラム過激派の影響力により、国内のイスラム教徒、特にその若年層がテロリズムに走ることを防ぐことを主目的の１つとしている。

その性格は、法律の重要規定であるテロリズム賛美の禁止、テロリスト刊行物の取締り、テロリスト訓練場への出入り禁止等に顕著であり、イスラム過激派を「邪悪な思想（Evil Ideology）」として断罪し、対決姿勢を打ち出すブレア首相の意向が強く反映されている。

特にテロリズム賛美を禁止する規定に関しては、表現の自由を侵害する危険性も指摘されており、今後の運用が注目される。

なお、2006年２月２日、チャールズ・クラーク内相（当時）は、既存の対テロリズム法制を見直し、かつ統合することを目的として、新法の草案を2007年上半期に立法前審査（pre-legislative scrutiny、いずれかの特別委員会又は両院の特別臨時合同委員会が行う）に提出することを仄めかしており、2000年テロリズム法、2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法、2005年テロリズム防止法、そして2006年テロリズム法が、１つの恒久法に統合される可能性がある。

（**おかひさ　けい**・海外立法情報課）

2006年テロリズム法
（法律第11号）
Terrorism Act 2006
Chapter 11

岡久　慶訳

【目次】

第１部　犯罪

テロリズムの奨励等

第１条　テロリズムの奨励

第２条　テロリスト刊行物の頒布

第３条　インターネット上の活動に対する第１条及び第２条の適用

第４条　第３条に基づく通知

テロリスト活動の準備とテロリストの訓練

第５条　テロリスト活動の準備

第６条　テロリズムの訓練

第７条　第６条に基づく犯罪に関連した没収の権限

第８条　テロリストの訓練に使われる場所への出入り

放射能関連の機器及び物質並びに核の施設及びサイトに関与する犯罪

第９条　機器又は物質の製造及び所持

第10条　機器又は物質の悪用並びに施設の悪用及び損壊

第11条　機器、物質又は施設に関連するテロリストの脅迫

第12条　核サイト等への不法侵入

罰則の強化

第13条　テロ目的の物品所持に対する最高刑

第14条　核物質に関連した特定犯罪に対する最高刑

第15条　暗号化情報に関連した通知に違反したことに対する最高刑

犯罪についての付随的な規定

第16条　テロリズム事件における予備審理

第17条　海外における犯罪行為

第18条　企業経営者等の責任

第19条　訴追に対する同意

第１部の解釈

第20条　第１部の解釈

第２部　雑則

テロリスト組織の指定

第21条　指定の理由

第22条　指定された組織による名称変更

テロリスト容疑者の勾留

第23条　司法機関による勾留期間の延長

第24条　勾留期間延長の理由

第25条　延長された最長の勾留期間の終了又は更新

捜索等

第26条　全施設構内の捜索令状：イングランド及びウェールズ並びに北アイルランド

第27条　全施設構内の捜索令状：スコットランド

第28条　テロリスト刊行物の捜索、押収及び没収

第29条　2000年テロリズム法附則第7に基づき、車輌を捜索する権限

第30条　職務質問を許可する権限の内水への拡大

その他の捜査権限

第31条　1994年諜報部法の改正

第32条　傍受令状

第33条　テロリスト捜査の目的のための開示通知

テロリズムの定義等

第34条　「テロリズム」の定義の改正等

その他の改正

第35条　押収した金銭の保管期間を延長する申請

第３部　補足的規定
第36条　テロリズム関連法の審査
第37条　派生的改正及び廃止
第38条　支出
第39条　略称、施行及び適用範囲

附則第１「条約犯罪」
附則第２「テロリスト刊行物の押収及び没収」
附則第３「廃止」

第１部　犯罪

テロリズムの奨励等

第１条　テロリズムの奨励

(1)　この条は、その受け手である公衆によって、テロリズム活動若しくは条約犯罪の実行、準備又は扇動の直接的若しくは間接的な奨励又はその他の誘引と理解される可能性が高い声明(注1)に対して適用する。

(2)　次の各号に掲げる行為をすべて行った者は、犯罪を行ったものとする。

(a)　この条が適用する声明を公表し、又は他の者に声明を公表させた場合

(b)　前掲の声明を公表し、又は公表させたとき、次の条件いずれかに該当する場合

(i)　公衆がテロリズム活動若しくは条約犯罪の実行、準備又は扇動を直接的若しくは間接的に奨励され、又はその他誘引されることを意図していること。

(ii)　公衆がテロリズム活動若しくは条約犯罪の実行、準備又は扇動を直接的若しくは間接的に奨励され又はその他誘引されるか否かに関して、結果に無思慮であること。

(3)　この条の目的の上で、公衆によって、間接的にテロリズム活動若しくは条約犯罪の実行又は準備を奨励していると理解される可能性のある声明とは、次の条件のいずれにも該当するあらゆる声明を含む。

(a)　これらの行為若しくは犯罪の実行又は準備（過去のものであるか、将来のものであるか又は全般に関わるか否かにかかわらず）を賛美すること。

(b)　賛美されている行為が、現在の状況において模倣されるべき行為であるとして賛美されていると、公衆が推論することが合理的に予期される声明であること。

(4)　この条の目的の上で、声明がいかに理解される可能性があるか、及び公衆が声明から何を推論するかが合理的に予期されるかという問題を判断するに当たっては、次のことに留意しなければならない。

(a)　声明全体の内容

(b)　声明が公表された状況及び態様

(5)　第１項から第３項までの規定の目的の上で、次のことは無関係である。

(a)　第１項から第３項で言及されたことが、一若しくは複数の特定のテロリズム活動若しくは条約犯罪、又は特定の名称をもったテロリズム活動若しくは条約犯罪、若しくはテロリズム活動若しくは条約犯罪一般の実行、準備又は扇動に関係しているか否か。

(b)　声明によって、これらの行為若しくは犯罪の実行、準備又は扇動を実際に奨励され、又は誘引された者がいるか否か。

(6)　この条に基づく犯罪の訴追において、被告人が声明により直接的にも間接的にもテロリズム活動若しくは条約犯罪の実行、準備若しくは扇動を奨励し、又はその他誘引することを意図していたことが証明されない場合、次に掲げることを示すことは被告人の抗弁となる。

(a)　声明が、被告人の意見を表明したものでもなく、被告人の支持（第３条に定めるところによるものかそれとは別のものによるものかは問わない）が与えられたものでも

ないこと。

(b) 声明発表のすべての状況において、その声明が、被告人の意見を表明したものではなく、かつ、（第３条第３項に基づく通知を受けたものの、これに従わなかった可能性とは別に）被告人の支持が与えられたものでもなかったこと。

(7) この条に基づく犯罪の廉で有罪とされた者は、以下の刑に処する。

(a) 正式起訴による有罪宣告によって、７年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科

(b) イングランド及びウェールズにおける略式起訴による有罪宣告によって、12月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科

(c) スコットランド又は北アイルランドにおける略式起訴による有罪宣告によって、６月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科

(8) 2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003（c. 44））第154条第１項[注2]の施行の前に行われた犯罪に関しては、第７項(b)号の12月とあるのは６月と改める。

第２条　テロリスト刊行物の頒布

(1) 第２項に該当する行為に関与し、かつその行為の時に、次の各号いずれかに該当するかたちでこれを行った者は、犯罪を行ったものとする。

(a) 行為の効果が、テロリズム活動の実行、準備若しくは扇動の直接的若しくは間接的な奨励又はその他誘引となることを意図していること。

(b) 行為の効果が、テロリズム活動の実行又は準備についての支援の提供となることを意図していること。

(c) 行為が(a)号又は(b)号のいずれかに掲げる効果を有するかに否かに関して、無思慮であること。

(2) この条の目的の上で、次に該当する行為を行う者は、この項に該当する行為を行ったものとする。

(a) テロリスト刊行物を頒布し、又は、流布させること。

(b) 刊行物を贈与し、販売し、又は貸与すること。

(c) 刊行物を販売又は貸与のために提供すること。

(d) 他の者が刊行物を入手し、閲覧し、聴取し若しくは見ること、又は贈与、販売若しくは貸与によって入手することができるようにするサービスを提供すること。

(e) 刊行物の内容を電子的に伝達すること。

(f) (a)号から(e)号までの規定に該当する行為を目的として、当該刊行物を所持していること。

(3) この条の目的の上で、第２項に該当する行為に関連して、刊行物に含まれる内容が次の各号のいずれかに該当する可能性がある刊行物は、テロリスト刊行物とする。

(a) 当該行為の結果として、刊行物が提供されている者若しくは利用提供されうる者の内のある者若しくは全員により、テロリズム活動の実行、準備若しくは扇動の直接的若しくは間接的な奨励又はその他誘引であると理解されること。

(b) テロリズム活動の実行若しくは準備に有用であり、かつ前記の者の一部又は全員によって、全体的に若しくは主として、それらの者に役立つものであることを目的として、その刊行物に含まれ又はそれらの者の利用に供されていると理解されること。

(4) この条の目的の上で、テロリズム活動の実行又は準備の間接的な奨励であると人によって理解される可能性のある事項とは、次のものを含む。

(a)（過去のものであるか将来のものであるか又は全般的なものか否かにかかわらず）これらの行為の実行又は準備を賛美していること。

(b) 賛美される行為が、現在の状況において模倣されるべき行為として賛美されていることを、合理的に推論しうるものであること。

(5) この条の目的の上で、刊行物が特定の行為に関連したテロリスト刊行物であるか否かの問題は、次のことを考慮して決定されなければならない。

(a) 当該の行為があった時点であること。

(b) 当該の刊行物の全体としての内容及び行為があった状況という２つのことを考慮すること。

(6) テロリスト刊行物に関連する、ある者の行為の効果への第１項における言及は、当該行為の結果として刊行物を利用提供され、若しくは利用提供されるかもしれない一若しくは複数の者に及ぼす刊行物の効果への言及を含む。

(7) この条の目的の上で、第１項から第４項までに言及された事項が、一若しくは複数の特定のテロリズム活動、特定の名称を持ったテロリズム活動、又はテロリズム活動一般の実行、準備及び扇動に関連しているか否かは、無関係である。

(8) この条の目的の上で、いかなる物(注3)の内容に含まれる事項に関してであれ、次のことは同じく無関係である。

(a) 当該の事項によって、テロリズム活動の実行、準備及び扇動を実際に奨励され、又は誘引された者がいるか否か。

(b) テロリズム活動の実行又は準備のために、当該の事項を利用した者がいるか否か。

(9) 第10項が適用される行為に関連して、この条に基く犯罪の訴追において、次に掲げることを示すことは被告人の抗弁となる。

(a) 問題のテロリスト刊行物とされた刊行物を引証して、その内容が被告人の意見を表明したものでも被告人の支持（第３条の定めるところによるものかそれとは別のものによるものかにかかわらず）が与えられたものでもなかったことを立証すること。

(b) 行為のすべての状況において、その内容が被告の意見を表明したものではなく、（被告人が第３条第３項に基づく通知を受けたもののこれに従わなかったという可能性とは別に）被告人の支持が与えられたものでなかったことが明らかであったことを立証すること。

(10) この項は、次に掲げる規定に定める範囲内で人の行為に適用される。

(a) その者の行為が関連している刊行物が、引証により第３項(a)号に定めるテロリスト刊行物とされる内容を含むものであること。

(b) 前記の者が(1)項(a)号に明記された意図をもって当該の行為に関与したことが証明されないこと。

(11) この条に基づく犯罪の廉で有罪とされた者は、以下の刑に処する。

(a) 正式起訴による有罪宣告によって、７年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科

(b) イングランド及びウェールズにおける略式起訴による有罪宣告によって、12月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科

(c) スコットランド又は北アイルランドにおける略式起訴による有罪宣告によって、６月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科

(12) 2003年刑事司法法第154条第１項の施行の前に行われた犯罪に関しては、第11項(b)号の12月とあるのは６月と改める。

⒀　この条中、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

「貸与する（lend）」とは、賃貸しを含み、「貸与（loan）」もこれに応じて解釈する。

「刊行物（publication）」とは、次のいずれか又はそれらの組み合わせを内容とする、物又は記録をいう。

(a)　読むもの

(b)　聴くもの

(c)　注視し又は観察するもの

第３条　インターネット上の活動に対する第１条及び第２条の適用

(1)　この条は、第１条及び第２条の目的のために、次に掲げる場合において適用される。

(a)　声明が電子的に提供されるサービスの提供若しくは利用の過程で、若しくはそれとの関連で公表され、又は公表させられた場合

(b)　第２条第２項に該当する行為が、前号のサービスの提供又は利用の過程で、若しくはそれとの関連であった場合

(2)　前項の行為が関係する声明又は物若しくは記録が、いつであっても、人（以下「関係者」という。）の支持が与えられているとみなされる場合は、次に掲げる場合を含む。

(a)　警察官が第３項に基づき通知を関係者に与えている場合

(b)　当該の通知が行われた日の後労働日２日が経過している場合

(c)　関係者が、正当な理由なく、通知に従わなかった場合

(3)　この項に基づく通知とは、次に掲げることを行う通知をいう。

(a)　通知を行う警察官の意見において、声明又は物若しくは記録が不法にテロリズムに関連していると表明すること。

(b)　関係者に、声明又は物若しくは記録の、前掲に関連する部分を公衆に開示しないようにし、又は関連性がなくなる修正を加えることを要請する。

(c)　関係者に対し労働日２日以内に通知に従わなかった場合には、声明又は物若しくは記録を支持しているものとみなされると警告する。

(d)　通知に従った後で、声明又は物若しくは記録が公衆に開示された場合、第４項に基づき、いかにして通知の定めるところに従い責任を問われうるかを説明する。

(4)　関係者により引き続き行われる発表の時期に関連する以下の規定に該当する場合には、第２項(a)号から(c)号までの条件は、再声明((b)号中の「再声明」をいう。)の場合においては、満たされたものとみなす。

(a)　第３項に基づく通知が声明又は物若しくは記録に関して関係者に行われ、その者がこれに従っていること。

(b)　前号の規定にかかわらず、通知が関係する声明と同一の声明若しくはあらゆる実際的目的からいって同じ若しくは効果が同じ声明、又は通知が関係する物若しくは記録に含まれる内容と同じ声明（以下、「再声明」という。）を引き続き発表し、又は発表させること。

(5)　第１条又は第２条に基づく犯罪の廉で、ある者を訴追する際、次のいずれも示すことができれば、第２項(a)号から(c)号までの要件は、満たされていないものとする。

(a)　その時までに再声明が公衆に利用されることを防ぐため、合理的に可能な限りの手段を講じ、かつそれが可能であるか確認していること。

(b)　当該時点で第６項の適用対象者であること。

(6)　この項は、人が次に掲げる条件を満たす時は、いかなる時においてもその者に適用され

る。

(a) その者が再声明の公表を知らない場合

(b) その発表について知り、その再声明が公衆の耳目に触れなくなり、又は第3項(b)号に定めるように修正されることを確実なものにするための合理的に可能な限りのあらゆる措置を講じた場合

(7) この条の目的の上で、それ自体又は物若しくは記録の内容が以下のものとなるとき、声明又は物若しくは記録は、不法にテロリズムに関連しているとする。

(a) 当該公表物が利用提供された一又は複数の者に、テロリズム活動若しくは条約犯罪の実行、準備及び扇動を直接若しくは間接的に奨励し、又はその他誘引するものであると理解されうるもの

(b) 次に該当する情報

(i) 一又は複数の者にとって、テロリズム活動の実行及び準備に有用な情報

(ii) 情報が全体的に又は主として、その目的からいって非常に有用であると理解されうるような状態又は状況にある情報

(8) 第7項中、テロリズム活動若しくは条約犯罪の実行、準備又は扇動の間接的な奨励又はその他誘引であると理解されうるものへの言及は、次のいずれにも理解されうるものを含む。

(a) テロリズム活動の実行、準備（過去、未来又は一般的なものを問わず）の行為又は犯罪を賛美すること。

(b) 賛美対象が、現在の状況において模倣されるべき行為であるとして賛美されていると暗示していること。

(9) この条中、労働日（working day）とは次の日以外の日をいう。

(a) 土曜日又は日曜日

(b) クリスマス又は聖金曜日

(c) 連合王国内において、1971年銀行金融取引法（Financial Dealings Act 1971（c. 80））に基づき、銀行休業日（bank holiday）である日

第4条　第3条に基づく通知

(1) 第2項から第4項までの規定が適用される場合を除き、次に掲げる態様に限定して、人に第3条第3項に基づく通知を行うことができる。

(a) 本人に交付することによる。

(b) 本人の最後に知られている住所宛に、書留郵便により送付することによる。

(2) 法人に対する通知は、次の態様で与えなければならない。

(a) 法人の事務部長に交付することによる。

(b) 法人の主たる事務所が登録された住所宛に、適切な者を受取人として、書留郵便により送付することによる。

(3) 企業に対する通知は、次の態様で与えなければならない。

(a) 企業の共同事業者に交付することによる。

(b) 共同事業の管理又は運営を執行する者に交付することによる。

(c) 共同事業の主たる事務所が登録された住所宛に、適切な者を受取人として、書留郵便により送付することによる。

(4) 法人格のない組織又は協会に対する通知は、次の態様で与えなければならない。

(a) 運営体の一員に交付することによる。

(b) 組織又は協会の主たる事務所が登録された住所宛に、適切な者を受取人として、書留郵便により送付することによる。

(5) 次の場合、この条における主たる事務所として言及されているものには、連合王国内における主たる事務所（あれば）を含む。

(a) 連合王国外で登録された企業

(b) 連合王国外で事業を営む企業

(c) 連合王国外に事務所を有する法人格のな

い組織又は協会

(6) この条中、「適切な人物（the appropriate person）」とは、次の者をいう。

(a) 法人の場合、組織自体又は事務部長

(b) 企業の場合、企業自体若しくは企業の共同事業者、又は共同体の管理又は運営を執行する者

(c) 法人格のない組織又は協会の場合、組織若しくは協会自体又は運営体の一員

(7) 第３条の目的の上で、同条第３項に基づく通知は、次の時間に交付されたものとみなす。

(a) 個人に交付された時は、交付された時間

(b) 書留配達を郵便送付した時は、配達時間として記録された時間

(8) この条中、「事務部長（secretary）」とは、法人に関して事務部長又はそれに相当する役職をいう。

テロリスト活動の準備とテロリストの訓練

第５条　テロリスト活動の準備

(1) 次に掲げる意図をもって、その意図を実行する準備の行った者は、犯罪を行ったものとする。

(a) テロリズム活動の実行を行うこと。

(b) 他の者が前掲の行為を行うことを援助すること。

(2) 第１項の目的の上で、意図又は準備が一若しくは複数の特定のテロリズム活動又は特定の名称を持ったテロリズム活動、又はテロリズム活動一般のいずれに関連しているかは無関係である。

(3) この条に基づく犯罪の廉で有罪とされた者は、正式起訴による有罪宣告によって、無期の拘禁刑[注4]に処する。

第６条　テロリズムの訓練

(1) 次に掲げるいずれかの条件にも該当する者は、犯罪を行ったものとする。

(a) 第３項にいう技能の指導又は訓練を行う場合

(b) 指導又は訓練を行うに当たって、その対象者が当該の技能を次に掲げることのために使う意図を有していることを認識している場合

(i) テロリズム活動若しくは条約犯罪の実行若しくは準備のため、又はそれに関連していること。

(ii) 他の者による、テロリズム活動若しくは条約犯罪の実行又は準備を援助すること。

(2) 次の行為を行った者は、犯罪を行ったものとする。

(a) 第３項にいう技能の指導又は訓練を受けること。

(b) 指導又は訓練を受けるに当たって、当該の技能を次のために使う意図を有していること。

(i) テロリズム活動若しくは条約犯罪の実行若しくは準備のため又はそれに関連していること。

(ii) 他の者による、テロリズム活動若しくは条約犯罪の実行又は準備を援助すること。

(3) 技能とは次のものをいう。

(a) 有害物質又はこれら有害物質の種類である物質の製造、取扱い又は利用

(b) テロリズムを目的として、又はテロリズム活動若しくは条約犯罪の実行若しくは準備に関連して、又は他人によるこれらの活動若しくは犯罪の実行若しくは準備を援助することに関連して、行われる可能性のある他の事を行うための方法若しくは技術の利用

(c) テロリズムを目的として、又はテロリズム活動若しくは条約犯罪の実行若しくは準備に関連して、何らかのことを行う方法又

は技術の設計又は適用

(4) 以下に掲げることは、第１項及び第２項の目的の上では無関係である。

(a) 行われる指導又は訓練が、一若しくは複数の特定の者に対するものか又は一般的に行われるものか。

(b) 指導又は訓練を受けた技能の利用を意図する行為又は実行が、一若しくは複数の特定のテロリズム活動若しくは条約犯罪、又は特定の名称をもったテロリズム活動若しくは条約犯罪、若しくはテロリズム活動若しくは条約犯罪一般から構成されるものか。

(c) 当該の者が他の者に与えることを意図する援助が、一若しくは複数の特定の者に与えられているか、又は一若しくは複数の身元の分からない者に与えられているか。

(5) この条に基づく犯罪の廉で有罪とされた者は、以下の刑に処する。

(a) 正式起訴による有罪宣告によって10年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科

(b) イングランド及びウェールズにおける略式起訴による有罪宣告によって12月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科

(c) スコットランド又は北アイルランドにおける略式起訴による有罪宣告によって６月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科

(6) 2003年刑事司法法第154条第１項の施行の前に行われた犯罪に関しては、第５項(b)号の12月とあるのは６月と改める。

(7) この条中、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

「有害物質（noxious substances)」とは次のものをいう。

(a) 2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法（Anti-Terrorism, Crime and Security Act 2001（c. 24)）第７部(注5)の意味における危険物質

(b) 現に危険若しくは有害であり、又は特定の一定の状況下においてのみ危険若しくは有害となる可能性があり、若しくはそのようなものに変性する可能性があるその他の物質

「物質（substance)」とは、自然又は人工の物質（その起源又は製造方法の如何及びその形状が固体、液体又は気体若しくは蒸気であるかを問わない）及びそれらの物質の混合物をいう。

第７条　第６条に基づく犯罪に関連した没収の権限

(1) 裁判所は、第6条に基づく犯罪の有罪を宣告したときは、有罪判決を受けた者がその犯罪に関連した目的のために所持していたと認めた物の没収を命じることができる。

(2) いかなる物に関連してであっても、第１項に基づく命令を発する前には、裁判所は当該の物の所有権又はその他のかたちで関係を有する者に（有罪宣告を受けた者のほかに）審理の機会を与えなければならない。

(3) 第１項に基づく命令は、その命令が上訴により変更され、又は取り消される可能性が(期限後の上訴の承認を与える権限を無視すれば）なくなる前に執行されるようには制定することはできない。

(4) 裁判所が第１項に基づく命令を定めるとき、没収を実行するために必要と思われるその他の規定を定めることもできる。

(5) 前記の規定は、特に、没収した物の保持、取扱い、破棄又はその他の処理を含むことができる。

(6) この条による規定は、それを定めた裁判所によっていつでも変更される。

第８条　テロリストの訓練に使われる場所への

出入り

(1) 次のいずれにも該当する行為を行った者は、犯罪を行ったものとする。

(a) 連合王国か別の場所かを問わず、いずれかの場所に出入りすること。

(b) 前記の場所において、この法律の第６条第１項又は2000年テロリズム法（法律第11号）第54条第１項（武器の訓練）に言及された種類[注6]の指導若しくは訓練が行われていること。

(c) 前記の指導又は訓練がテロリズム活動若しくは条約犯罪の実行又は準備に関連した目的のために、全体的か部分的かを問わず、その場所で行われているとき。

(d) 第２項の要件が前記の者に関して満たされていること。

(2) 次のいずれかに該当する場合、この項の要件は満たされたものとする。

(a) 前記の場所における指導又は訓練が、全体的にであれ部分的にであれテロリズム活動若しくは条約犯罪の実行若しくは準備に関連した目的のため行われていることを前記の者が認識し、又は信じていること。

(b) 当該の場所に、前記の者と同じ期間出入りしている者であれば、当該の場所で行われる指導又は訓練が、全体的にであれ部分的にであれ前掲の目的のために行われていることを誤解しようがないこと。

(3) この条の目的のために、次のことは重要ではない。

(a) 前記の者が自分自身で指導又は訓練を受けたか否か。

(b) 指導又は訓練が、一若しくは複数の特定のテロリズム活動若しくは条約犯罪、又は特定の名称をもったテロリズム活動若しくは条約犯罪、若しくはテロリズム活動若しくは条約犯罪一般に関連した目的のために行われているか否か。

(4) この条に基づく犯罪の廉で有罪とされた者は、以下の刑に処する。

(a) 正式起訴による有罪宣告によって10年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科

(b) イングランド及びウェールズにおける略式起訴による有罪宣告によって12月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科

(c) スコットランド又は北アイルランドにおける略式起訴による有罪宣告によって６月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科

(5) 2003年刑事司法法（法律第44号）第154条第１項の施行の前に行われた犯罪に関しては、第４項(b)号の12月とあるのは６月と改める。

(6) この条における、指導又は訓練を行うことについての言及は、これらを利用提供することについての言及とする。

放射能関連の機器及び物質並びに核の施設及びサイト[注7]に関与する犯罪

第９条　機器又は物質の製造及び所持

(1) テロリズム活動の実行若しくは準備の過程で、若しくはそれらと関連して、若しくはテロリズムを目的として装置若しくは物質を使用する意図を持ち、又はそのような利用提供する意図を持って、以下に掲げる行為を行った者は犯罪を行ったものとする。

(a) 放射能関連機器を製造し、又は所持すること。

(b) 放射性物質を所持すること。

(2) 第１項の目的の上で、意図が関係したテロリズム活動が、一若しくは複数の特定のテロリズム活動、特定の名称を持ったテロリズム活動、又はテロリズム活動一般のいずれに関連しているかは無関係である。

(3) この条に基づく犯罪の廉で有罪とされた者

は、正式起訴による有罪宣告によって無期の拘禁刑に処する。

(4) この条中、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

「放射能関連機器（radioactive device）」とは次に掲げるものをいう。

(a) 核兵器又はその他の核爆発の機器

(b) 放射性物質散布の機器

(c) 放射線放出機

「放射性物質（radioactive material）」とは、次の規定に該当する核物質又はその他の放射性物質をいう。

(a) アルファ線、ベータ線、中性子又はガンマ線等の一若しくは複数のイオン化放射能の放出を伴い、自然分解の過程を辿る核種（nuclides）を含むもの。

(b) 放射能又は核分裂のために、次の性能を有するもの。

(i) 人体に対する深刻な傷害を生じさせる。

(ii) 財産に対する深刻な損害を生じさせる。

(iii) 人命に対する危険を及ぼす。

(iv) 公衆の健康又は安全に対する深刻な危険を生じさせる。

(5) 第4項中、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

「機器（device）」とは、土地に固定されているか否かを問わず、詳細に挙げれば、すなわち機械、装備、器具、タンク、コンテナ、パイプ及び導管をいう。

「核物質（nuclear material）」とは、1983年核物質(犯罪)法(Nuclear Material (Offences) Act 1983（c. 18)）（同法第6条参照）におけるものと同じ意味を有する。(注8)

第10条　機器又は物質の悪用並びに施設の悪用及び損壊

(1) テロリズム活動の実行の過程において、若しくは実行に関連して、又はテロリズムを目的として、次のいずれかを利用する者は、犯罪を行ったものとする。

(a) 放射能関連機器

(b) 放射性物質

(2) テロリズム活動の実行の過程において、若しくは実行に関連して、又はテロリズムを目的として、次のいずれかを惹起する態様で核施設を利用し、又は損壊させた者は、犯罪を行ったものとする。

(a) 放射性物質を放出させること。

(b) 射性物質放出の危険を発生させ、又は拡大すること。

(3) この条に基づく犯罪の廉で有罪とされた者は、正式起訴による有罪宣告によって、無期の拘禁刑に処する。

(4) この条中、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

「核施設（nuclear facility）」とは次のものをいう。

(a) 推進その他の目的のためのエネルギー源として利用するために輸送機器に搭載された反応装置を含む原子炉

(b) 放射性物質の製造、貯蔵、加工、輸送に利用される工場設備又は搬送機関

「放射能関連機器（radioactive device）」及び「放射性物質（radioactive material）」は第9条においてと同じ意味を有する。

(5) 第4項中、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

「原子炉（nuclear reactor）」とは、1965年核設備法（Nuclear Installations Act 1965（c. 57））（同法第26条参照）においてと同様の意味を有する。(注9)

「移動手段（transportation device）」とは、あらゆる乗り物又は（1986年宇宙法［Outer

Space Act 1986（c. 38)］における）宇宙物体を意味する。(注10)

第11条　機器、物質又は施設に関連するテロリストの脅迫

(1)　テロリズム活動の実行の過程において、若しくは実行に関連して、又はテロリズムを目的として、以下のいずれにも該当する行為を行った者は、犯罪を行ったものとする。

(a)　次のいずれかの要求を行うこと。

(i)　放射能関連機器又は放射性物質を自らに又はその他の者に提供すること。

(ii)　核施設を自らに又はその他の者に利用提供すること。

(iii)　当該施設へのアクセスを自らに又はその他の者に与えること。

(b)　要求が満たされなかった場合、何らかの行動をとると脅迫してその要求を支援すること。

(c)　脅迫の状況及び態様が、要求が満たされなかった場合に、その脅迫が実行される真の危険が存在すると、脅迫を受けた者が思い込むことは合理的であるとされるようなものであること。

(2)　次のいずれにも該当する行為を行った者は、犯罪を行ったものとする。

(a)　テロリズム活動の実行の過程において、若しくは実行に関連して、又はテロリズムを目的として、第3項に該当する脅迫を行うこと。

(b)　前掲の脅迫の状況及び態様が、脅迫と連携した要求が満たされなかった場合に、その脅迫が実行される又は実行されうる真の危険が存在すると、脅迫を受けた者が思い込むことは合理的であるとされるようなものであること。

(3)　次にいずれかに該当する脅迫は、この項に該当するものとする。

(a)　放射性物質を使うこと。

(b)　放射能関連機器を使うこと。

(c)　放射性物質が放出するか、放射性物質放出の危険を発生させるか、拡大する態様で核施設を利用するか又は損壊させること。

(4)　この条に基づく犯罪の廉で有罪とされた者は、正式起訴による有罪宣告によって、無期の拘禁刑に処する。

(5)　この条中、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

「核施設（nuclear facility)」は第10条と同じ意味を有する。

「放射能関連機器(radioactive device)」と「放射性物質（radioactive material)」は第9条と同じ意味を有する。

第12条　核サイト等への不法侵入

(1)　2005年重大組織犯罪及び警察法（Serious Organised Crime and Police Act 2005（c. 15)）(注11)を、以下のように改正する。

(2)　第128条第1項、第4項、第7項及び第129条第1項、第4項、第6項（イングランド及びウェールズ、北アイルランド又はスコットランドの指定されたサイトにおける不法侵入等）(注12)の、「指定された（designated)」を「保護された（protected)」に改める。

(3)　第128条第1項（イングランド及びウェールズ並びに北アイルランドにおけるサイト）に、次を加える。

「(1A）この条中、『保護されたサイト』とは次のものをいう。

(a)　核関連のサイト

(b)　指定されたサイト

(1B）この条中、核関連のサイトとは次のいずれのものもいう。

(a)　核関連サイト許可（nuclear site licence)(1965年核設備法におけるものと同じ意味のものをいう）が、当面

有効な施設であって、それらの施設の防護外郭の内側に位置する部分

(b) 前号(a)に該当する施設がその一部を形成するその他の施設であって前号(a)の外郭の内側に位置する部分

(1C) この条の目的のために、次の各号の定めるところに従う。

(a) 施設の防護外郭は、これらの施設を侵入者から保護するために設けられ、又は利用された最外郭のフェンス、壁その他の障害物の連続線とする。

(b) 前号の連続線は、フェンス、壁その他の障害物を越える門、扉その他の仕切りが閉じられていると仮定して判定される。」

(4) 第129条第1項（スコットランドにおけるサイト）に、次を加える。

「(1A) この条中、『スコットランドの保護されたサイト』とは次のものをいう。

(a) スコットランドにおける核関連のサイト

(b) スコットランドの指定されたサイト

(1B) この条中、核関連のサイトとは次のいずれのものもいう。

(a) 核関連サイト許可（nuclear site licence）（1965年核設備法におけるものと同じ意味のものをいう）が、当面有効な施設であって、それらの施設の防護外郭の内側に位置する部分

(b) 前号(a)に該当する施設がその一部を形成するその他の施設であって前号(a)の外郭の内側に位置する部分

(1C) この条の目的のために、次の各号の定めるところに従う。

(a) 施設の防護外郭は、これらの施設を侵入者から保護するために設けられ、又は利用された最外郭のフェンス、壁その他の障害物の連続線とする。

(b) 前号の連続線は、フェンス、壁その他の障害物を越える門、扉その他の仕切りが閉じられていると仮定して判定される。」

罰則の強化

第13条　テロ目的の物品所持に対する最高刑

(1) 2000年テロリズム法（Terrorism Act 2000 (c. 11)）第57条第4項(a)号（テロ目的の物品所持に対する最高10年の拘禁刑）中、「10年」を「15年」に改める。

(2) 第1項は、この条の施行前に実行された犯罪には適用しない。

第14条　核物質に関連した特定犯罪に対する最高刑

(1) 1983年核物質（犯罪）法第2条（準備行為と脅迫に伴う犯罪[注13]）中、第5項を次のように改める。

「(5) この条に基づく犯罪の廉で有罪とされた者は、正式起訴による有罪宣告によって、無期の拘禁刑に処する。」

(2) 第1項は、この条の施行前に実行された犯罪には適用しない。

第15条　暗号化情報に関連した通知に違反したことに対する最高刑

(1) 2000年調査権限規制法（Regulation of Investigatory Powers Act 2000 (c. 23)）第53条（開示要請に違反する犯罪[注14]）を以下のように改正する。

(a) 第5項(a)号中「2年」を「適切な最大限の期間」に改める。

(b) 前記の項の後に、後記第2項で定める項を加える。

(2) 以下の2項を加える。

「(5A) 第5項中『適切な最大限の期間（the appropriate maximum term）』とは、次

のものをいう。

(a) 国家安全保障関係の事件にあっては5年

(b) その他の事件にあっては2年

(5B) 5A項中、『国家安全保障関係の事件（national security case)』とは、犯罪が関連した通知の中で、開示要請を強制する理由として明記された理由が、要求の強制が国家安全保障の利益のため必要であるとの確信であり又はそうした確信を含むものであるような事件をいう。」

(3) この条は、この条の施行前に実行された犯罪には適用しない。

犯罪についての付随的な規定

第16条　テロリズム事件における予備審理

(1) 1996年刑事手続及び捜査法（Criminal Procedure and Investigations Act 1996（c. 25））第29条（予備審理を命じる権限[注15]）を以下のように改正する。

(2) 第2項の前に次の項を加える。

「(1B) 起訴された者の内、少なくとも1人の起訴状において、テロリズム犯罪の告発が少なくとも1件含まれている場合においては、予備審理が開かれるべきとする命令は、（第1項又は第1A項のいずれに該当するかにかかわらず）すべての事件において刑事法院の裁判官によって定められなければならない。

(1C) 次の各号のいずれにも該当する場合においては、予備審理が開かれるべきとする命令が、（第1項又は第1A項のいずれに該当するかにかかわらず）すべての事件において刑事法院の裁判官によって定められなければならない。

(a) 起訴された者の内、少なくとも1人の起訴状において、最高刑で10年以上の拘禁刑を科される犯罪の告発が少なくとも1件含まれていること。

(b) 起訴状の証拠が、起訴された犯罪の行為がテロリズムに関係していることを明らかにしていると裁判官に思われること。」

(3) 第3項（深刻かつ複雑な詐欺事件において命令を定めない）を次のように改める。

「(3) 起訴の証拠が、1987年刑事司法法第7条（深刻又は複雑な詐欺事件における予備審理[注16]）に掲げられた深刻又は複雑な詐欺を明らかにしていると刑事法院の裁判官に思われるときは以下に掲げる規定に従い、かつ1987年法第7条に基づいて予備審理の命令が定められている場合には、その命令が失効したときに限って、これらの項[注17]によって課される要件を適用する。

(a) 第1B項又は第1C項によって要求されている場合に限って、裁判官はこの条に基づく予備審理の命令を定めることができる。

(b) これらの項に従った命令を定めるに先立って裁判官は当該の条に基づく命令を定めるか否か決定しなければならない。

(c) 裁判官が、1987年法第7条に基づいて予備審理の命令が定めるべきであると決定した場合、これらの項によっても、この条に基づく予備審理の命令を定めることを要請されない。」

(4) 第4項（申立て又は裁判官自身の提案によって定めることのできる命令）中、(a)号の前文言を次のように改める。

「(4) 予備審理が開かれるべきとする命令は、次に掲げるいずれかのことに基づき定められる。」

(5) 第5項の後に次の項を加える。

「(6) この条中、『テロリズム犯罪（terrorism offence)』とは次のものをいう。

(a) 2000年テロリズム法第11条又は第12条に基づく犯罪（非合法組織に関する犯罪）[注18]

(b) 同法第15条から第18条までの条に基づく犯罪（テロリスト資産に関する犯罪）

(c) 同法第38B 条に基づく犯罪（テロリズムに活動に関する情報を開示しなかったこと）

(d) 同法第54条に基づく犯罪（武器の訓練）[注19]

(e) 同法第56条から第59条までの規定に基づく犯罪（テロリズムを指揮すること、テロリズムを目的とする物を所持し、情報を収集すること、及び海外のテロリズムを扇動すること）[注20]

(f) 同法第62条により管轄権の及ぶ犯罪（テロリズム等の目的のため連合王国外で行われた特定の犯罪に関する域外管轄権）[注21]

(g) 2006年テロリズム法第1部に基づく犯罪（テロリスト関係の雑多な犯罪）

(h) テロリズム犯罪の実行の共謀又は未遂

(i) テロリズム犯罪の実行の扇動

(7) この条の目的のために、次の各号のいずれにも該当する犯罪を、最高刑を10年以上とする拘禁刑に処する。

(a) 正式起訴による有罪宣告によって、拘禁刑を科しうること。

(b) 正式起訴による有罪宣告によって、その犯罪に科しうる拘禁刑の期間が、10年以上であるか無期であること。

(8) この条の目的のために、テロリズム活動の過程で生じ、又はテロリズムの目的で発生した行為を、テロリズムに関係しているものとみなす。

(9) 第８項中、『テロリズム（terrorism）』は2000年テロリズム法におけるものと同様の意味を有する（同法第１条参照）。」

第17条　海外における犯罪行為

(1) 次の各号を満たす場合、その者はその犯罪について連合王国内において有罪とする。

(a) ある者が連合王国の外で何らかの行為を行うこと。

(b) その行為が、連合王国内で行われたとすれば第２項に該当する犯罪を構成することになること。

(2) この項に該当する犯罪とは、次のものをいう。

(a) 一若しくは複数の条約犯罪の実行、準備又は扇動に関連する理由で、当該の条が効力を有する声明、指導又は訓練に関して行われた限りにおいて、この法律の第１条から第６条までの条に基づく犯罪

(b) この法律の第８条から第11条までの条に基づく犯罪

(c) 2000年テロリズム法第11条第１項に基づく犯罪（非合法組織への所属）

(d) 同法第54条に基づく犯罪（武器の訓練）

(e) この項に該当する犯罪を行うための共謀

(f) この項に該当する犯罪を人に行わせるための扇動

(g) この項に該当する犯罪を行おうとする未遂

(h) この項に該当する犯罪を行うための援助、幇助、助言又は調達

(3) 第１項は、個人の場合であれば当該の者が英国国民であるか否か、企業の場合であれば連合王国内で法人格を獲得しているか否かにかかわらず、適用する。

(4) 全体的にであれ部分的にであれ連合王国外で行われた第２項に該当する犯罪に関しては、次の規定に従う。

(a) 犯罪に対する訴訟手続は、連合王国内の

いかなる場所においてもとりうる。

(b) 犯罪は、いかなる付随的な目的があろうと、連合王国内の場所で行われたものとして扱うことができる。

(5) 1883年爆発物法（Explosive Substances Act 1883（c. 3））第３条第１項(a)号及び(b)号（連合王国又はアイルランド共和国において、人命又は財産を危険にさらす意図をもって、爆発物の利用を準備する犯罪）の各号中「アイルランド共和国」を「その他いずれかの場所」に改める。

(6) 第５項は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、スコットランドには適用しない。

(a) テロリズム活動としての、又はテロリズムを目的としての行為

(b) テロリズムを目的とする、爆発物の所持又は管理

第18条　企業経営者等の責任

(1) この部に基づく犯罪が法人によって行われ、かつ、以下に掲げる者の同意又は黙認の下に行われたことが証明された場合、その者は（法人と共に）有罪とし、訴訟手続によって訴追し、しかるべく処罰する。

(a) 法人の経営者（director）、管理職者（manager）、事務部長（secretary）又はその他類似した役員（officer）

(b) 前掲に類する権限を持って活動すると称する者

(2) この部に基づく犯罪が行われ、次の規定に該当するとき、当該の者を（企業と共に）有罪とし、訴訟手続によって訴追し、しかるべく処罰する。

(a) 当該の犯罪がスコットランドの企業によって行われていること。

(b) 当該の犯罪が、法人の共同事業者の同意又は黙認の下に行われたことが証明されていること。

(3) この条中「経営者（director）」とは、構成員によって運営される法人に関しては、その法人の構成員をいう。

第19条　訴追に対する同意

(1) この部に基づく訴訟手続は、次の規定に従う。

(a) イングランド及びウェールズにおいては、検察局長（Director of Public Prosecutions）の同意があるときに限って、開始することができる。

(b) 北アイルランドにおいては、北アイルランド検察局長（Director of Public Prosecutions for Northern Ireland）の同意があるときに限って、開始することができる。

(2) ただしこの部に基づく犯罪が、全体的にであれ部分的にであれ連合王国以外の国の内情に関連して行われた、と検察局長又は北アイルランド検察局長に思われるとき、この条の目的のための同意は、次に掲げる者の許可を得たときに限って与えられるものとする。

(a) 検察局長の場合、司法長官（Attorney General）

(b) 北アイルランド検察局長の場合、北アイルランド法律顧問官（Advocate General for Northern Ireland）

(3) 2002年司法（北アイルランド）法（Justice［Northern Ireland］Act 2002（c. 26））第27条第１項の施行される前までについては、北アイルランド法律顧問官を北アイルランド法務長官（Attorney General for Northern Ireland）と読み替える。

第１部の解釈

第20条　第１部の解釈

(1) この部及び2000年テロリズム法において用いられる表現は、この部において同法におけるものと同じ意味を有する。

(2) この部において、以下に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

「テロリズム活動（act of terrorism）」は、2000年テロリズム法（同法第1条第5項参照）の意味において、テロリズムの目的のためにとられた行動を構成するいかなることをも含む。

「物（article）」とは、データを保存するためのものを含む。

「条約犯罪（Convention offence）」は、附則第1に列記された犯罪又は連合王国外の国又は領域の法律において、それに相当する犯罪をいう。

「賛美（glorificaiton）」とは、称賛（praise）又は賞揚（celebration）をいい、同義の言葉の表現はこれに則って解釈する。

「公衆（public）」は第3項に則って解釈する

「公表する（publish）」及び同義の言葉の表現は、第4項に則って解釈する。

「記録（record）」は物の中に包含されない範囲における記録を意味し、送信する過程で、又はそのことを目的として、全体的にであれ部分的にであれ、電子的に創造されて存在するだけのものを含む。

「声明（statement）」は第6項に則って解釈する。

(3) この部において、公衆への言及は、次の各号への言及とする。

(a) 連合王国内のいずれかの場所における又は連合王国外の国若しくは領域における公衆又はその一部

(b) 第9条第4項を例外として、公衆の参加が可能な（無条件であるか何らかの支払を行うこと若しくはその他のことを条件とするかを問わず）集会又は個人の集団

(4) この部において、ある者による声明の公表への言及は、次のものへの言及とする。ただし、この項は第2条に言及された刊行物への言及には適用しない。

(a) 当該の者が、態様の如何を問わず声明を公衆に向けて公表すること。

(b) 公衆が声明にアクセスする手段として、電子的にサービスを提供すること。

(c) 公衆が声明にアクセスすることを可能とするため、又はアクセスすることを円滑たらしめるため、他の者に電子的に提供されたサービスを利用すること。

(5) この部において、サービス提供への言及は、施設を利用提供することを含み、ある者に提供されるサービスへの言及は、これに従って解釈する。

(6) この部において、声明への言及は、あらゆる情報伝達への言及とし、言葉によらず音若しくは画像又はその双方からなる情報伝達を含む。

(7) この部において、現在の状況において模倣されるべき行為への言及は、模倣されるべき種類の行為の実例となる行為への言及を含む。

(8) この部において、物又は記録に含まれているものへの言及は、次に掲げる言及を含む。

(a) 物若しくは記事（の中若しくは上）に具現化され、又は保存されているもの。

(b) 再生を目的として設計され、もしくは応用された器具を使用して物もしくは記録から再生することができるもの。

(9) 主務大臣は委任立法による命令によって、次のことを行うことができる。

(a) 附則第1を修正し、同附則に登載された犯罪に新たな犯罪を追加すること。

(b) 同附則を修正し、同附則に登載された犯罪を削除すること。

(c) 犯罪の追加又は削除に関係した補足的規定、付随的規定、派生的規定又は経過規定を定めること。

(10) 第9項に基づく命令は、スコットランドにおける若しくはスコットランドに関する犯罪

を附則第１に追加することができるが、これは当該の犯罪の規定を定めることが、スコットランド議会の立法権の外にある場合に限られる。

⑾　主務大臣は、命令の草案を議会各院に提出し、各院の決議による承認を得ない限り、第９項によって授権された規定（その他の規定を含むか否かにかかわらず）を含む命令を定めてはならない。

第２部　雑則

テロリスト組織の指定

第21条　指定の理由

⑴　2000年テロリズム法第３条（組織の指定）第５項の後に次の項を加える。

「(5A）第５項(c)号の目的の上で、組織がテロリズムを助長又は奨励する場合とは、組織の活動が次に該当している場合も含まれる。

(a)　テロリズム活動（過去のものであると未来のものであると、一般的なものであるとを問わない）の実行又は準備の不法な賛美を含んでいること。

(b)　組織の活動が、その組織が前号の賛美を含む声明に関連があることを裏づけるような態様で行われていること。

(5B）いかなる行為の賛美も、それについて認識しうる複数の者があり、それらの者であれば、賛美されていることが次に掲げる行為として賛美されていると推論することが合理的に期待されうるときは、第５Ａ項の目的の上で不法とする。

(a)　現在の状況において模倣されるべき行為であること。

(b)　模倣されるべき行為の実例となる行為であること。

(5C）この条において、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

『賛美(glorification)』とは、称賛(praise)又は賞揚（celebration）をいい、同義の言葉の表現はこれに則って解釈する。

『声明（statement)』とは、言葉によらず音若しくは画像又はその双方からなる情報伝達を含む。」

第22条　指定された組織による名称変更

⑴　2000年テロリズム法を以下のように改正する。

⑵　第３条（組織の指定）の後に次のものを加える。

「(6)　主務大臣が次のように信じる場合、附則に明記されていない名称を、既に登載された組織の別の名称として扱うように命令によって規定することができる。

(a)　附則第２に登載された組織が、全体的に又は部分的に、同附則に定められていない名称の下に活動していること（名称を併用しているか、代用しているかは問わない)。

(b)　指定されていない名称の下に活動している組織が、その他の点では実質的に登載された組織と同じものであること。

(7)　第６項に基づく命令が、ある名称をある組織の別の名称として扱うことを規定した場合、この法律は次に該当する期間に発生する活動に対して、効力を有するものとする。

(a)　当該の命令が有効であること。

(b)　当該の組織が、指定された名称の下と同様に、別の名称の下でも登載されたかのように、附則第２に搭載され続けていること。

(8)　主務大臣は、いかなる時においても、

第６項に基づく命令を破棄すること、又はその命令によって指定された名称を、特定の組織の名称として扱うことを中止することを、命令によって規定することができる。

(9) 第６項から第８項までの規定は、組織が附則第２又は第６項に基づく命令によって指定されていない、若しくは指定されていなかった組織の名称の下で活動していた場合においても、当該の組織が附則第２に登載された組織と同じものであることが訴訟手続において証拠により確定した責任の追及を妨げない。」

(3) 第４条第１項（組織指定解除の申立て）を次のように改める。

「(1) 主務大臣に対して、第３条第３項又は第８項に基づく、次の命令を定めるように申立てを行うことができる。

(a) 附則第２から組織を削除すること。

(b) ある名称を、同附則に定められた組織の名称として扱うことを中止することを規定すること。」

(4) 前掲の条第２項(b)号（組織の指定によって影響を受ける者による申立てを可能とする）、「指定」の後に「又は当該の名称を当該組織の名称と同じものであると扱うこと」を加える。

(5) 第５条（組織指定解除の棄却に対する上訴）中は、次の定めるところに従う。

(a) 第３項中、「組織」の後に「又はある名称をある組織の名称として扱うことを中止することを規定すること。」

(b) 第４項中、「ある組織によって又は当該組織に関して」を削る。

(c) 第５項中、「第４項」の後に「組織指定解除の棄却に対する上訴に関して」を加える。

(6) 同条の第５項の後に、「（５A）第４項に基づいて、ある名称をある組織の名称として扱うことを中止することを規定することの棄却に対する上訴に関する命令が定められた場合、主務大臣は実行可能な限り速やかに、第３条８項に基づき、当該の名称をある組織の名称として扱うことを中止することを規定する命令を定めなければならない。」を加える。

(7) 第７条（成功した上訴が有罪宣告等に与える影響）中、第１項の後に次のものを加える。

「(1A) この条は、次に該当する場合にも適用する。

(a) 第５条に基づく上訴が、組織の名称として扱われる名称に関して認められたこと。

(b) 第５条第４項に基づく委員会の命令に則り、第３条第８項に基づく当該の名称に関する命令が定められたこと。

(c) ある者が、第11条から第13条、第15条から第19条及び第56条のいずれかに基づく、組織に関する犯罪によって有罪宣告を受けていること。

(d) 起訴の対象となった活動が、棄却がなされた日以降に発生し、棄却に対しては、第５条に基づいて、ある名称を当該の組織の名称として扱うことを中止することを規定させるための上訴がなされていること。」

(8) 同条中は、次の定めるところに従う。

(a) 第２項中、「第１項(c)号」の後に「又は第１A項(c)号」を加える。

(b) 第４項(a)号中、「第１項(b)号」の後に「又は第１A項(b)号」を加える。

(c) 第５項中、「第１項(c)号」の後に「又は第１A項(c)号」を加える。

(d) 第７項(a)号中、「第１項(b)号」の後に「又は第１A項(b)号」を加える。

(9) 第９条（1998年人権法［Human Rights Act 1998 (c. 42)］に基づく訴訟手続）中は、

次の定めるところに従う。

(a) 第２項(a)号中、「及び第５項」を「、第５項及び第５Ａ項」に改める。

(b) 第４項中、末尾に「(c) ある名称をある組織の名称として扱うことを中止することを規定することの棄却に対する言及は、人権法と両立しないと判断された主務大臣の行動への言及として扱う。」を加える。

(10) 第123条第２項（反対決議手続による命令又は規則）中、(a)号の前に次のものを加える。

「(za) 第３条第６項又は第８項」

(11) 附則第３第５条第４項（非合法組織上訴委員会）中、(a)号の後に次の号を加える。

「(aa)次の号の理由の完全な詳細の公開を、当該の組織、申立者又はそれらの代理人から保留することを規定する。

(i) 第３条第６項に基づく命令の制定

(ii) ある名称をある組織の名称として扱うことを中止することを規定することの棄却」

テロリスト容疑者の勾留

第23条　司法機関による勾留期間の延長

(1) 2000年テロリズム法附則第８（テロリスト容疑者の勾留）を、以下のように改正する。

(2) 第29条から第36条（警視以上の警察官による勾留期間延長の令状又は令状の勾留期間延長の申立て）の各条の第１項中、最初から“may”の部分[注22]を次のように改める。

「(1) 次に掲げる者、すなわち、

(a) イングランド及びウェールズにおいては公訴官（Crown Prosecutor）

(b) スコットランドにおいては、法務長官（Lord Advocate）又は検察官（procurator fiscal）

(c) 北アイルランドにおいては、北アイルランド検察局長

(d) 連合王国のいずれかの場所において、少なくとも警視の位階を持つ警察官は、」

(3) 第29条第３項（延長された勾留期間が逮捕後７日以内で終了すること）は、次のように改正する。

(a) 「第36条第３Ａ項により」を「この条の第３Ａ項及び36条により」と改める。

(b) 「の終了をもって終わりとする」を「とする」に改める。

(4) 第29条第３項の後に次の項を加える。

「(３Ａ) 司法機関は、次に該当する場合、より短い期間を特定して、ある者の再勾留を許可する令状を交付することができる。

(a) 令状の申立てがより短い期間を指定していること。

(b) 司法機関が、第３項に言及された７日間に及ぶ勾留期間が状況において不適切であると判断していること。」

(5) 第34条第１項（令状が関連する者に対する情報の非開示を申し立てることのできる者）中、「警察官」を「者」に改める。

(6) 第36条（延長又は再延長の申立て）第１項中「司法機関に対して」を削り、同項の後に次の項を加える。

「(1A) 次のものは、第１項に基づく申立てを受けることができる。

(a) (1B) に該当する申立ての場合は、司法機関

(b) 前号に掲げる場合のほか、上級裁判官

(1B) 期間の延長又は再延長は、次の場合、この項に該当する。

(a) 第３AA 項(b)号に則ったものでない申立ての承認が、その期間を基準時[注23]から14日以内の期間まで延長すること。

(b) 当該の期間に関して、上級裁判官に対する申立てがこれまでなかったこと。」

(7) 同条の第３項及び第３Ａ項（令状［が定める勾留期間］を延長できる期間）を、次のものに改める。

「(3) 第３AA項により、指定された期間が延長されるか、再延長される期間は、以下の規定に従う。

(a) 第３Ａ項によって指定された時に開始されること。

(b) 次のいずれか早い時に終了すること。

(i) 前号の時から起算して７日が終了した時

(ii) 基準時から起算して28日が終了した時

(3A) 第３項(a)号で言及された時は、次のいずれかとする。

(a) これ以前に、この条に基づいて延長されていない勾留の期間を指定する令状に関しては、令状によって指定された期間の終了時

(b) それ以外に関しては、令状に指定されている、この条に基づいて最後に延長された勾留期間が終了した時

(3AA) 司法機関又は上級裁判官は、次に該当する場合、令状に指定されている勾留期間を、第３項で要請されるものより短い期間の間に限って延長又は再延長することができる。

(a) 延長の申立てが、前掲の要請より短い期間を指定していること。

(b) 司法機関又は上級裁判官が、前掲に要請されただけの勾留期間が状況において不適切であると判断していること。」

(8) 同条第４項（第30条第３項、及び第31条から第34条の申立て）中、最後に次の規定を加える。

「しかし、第１Ａ項(b)号による上級裁判官への申立てにおいては、次の各号の定めるところに従う。

(a) 司法機関への付託が、上級裁判官への付託であるかのように扱うこと。

(b) その司法機関への付託が、上級裁判官への付託であるかのように扱うこと。」

(9) この条の第５項中、「機関」の後に「又は上級裁判官」を加える。

(10) この条の第６項の後に次の項を加える。

「(7) この条及び第37条中、『上級裁判官』とは、高等法院又は刑事上級裁判所の裁判官をいう。」

(11) 第37条（被勾留者の釈放）を次に掲げる場合に適用する。

「第37条

(1) この条は、次のとき該当する。

(a) ある者（以下『被勾留者』という）がこの附則のこの部に基づいて交付された令状によって勾留されている場合

(b) その者の勾留が本則第41条第５項又は第６項によって許可されていない場合は、令状と関連がない場合

(2) 被勾留者の事件を担当する警察官又はその他の者に、司法機関又は上級裁判官が最後に再勾留を許可した根拠となった、第32条第１項(a)号又は(b)号に言及された事項が既に該当しないと思われるときはいつでも、次の規定に従う。

(a) 被勾留者の身柄を確保している場合は、直ちに釈放しなければならない。

(b) 被勾留者の身柄を確保していない場合は、身柄を確保している者に、被勾留者の事件に関しては、当該の問題が既に適合しない旨を直ちに知らせなければならない。

(3) 被勾留者の身柄を勾留している者は、被勾留者の事件に関して当該の問題が既に適合しない旨を知らされた場合、被勾

留者を直ちに釈放しなければならない。」

⑿　この条は、次の場合は適用しない。

(a)　2000年テロリズム法第41条に基づいて勾留された者の逮捕が、この条の施行前に行われた場合

(b)　附則第７に基づく当該の者の取調べが、この条の施行前に始まっている場合

第24条　勾留期間延長の理由

(1)　2000年テロリズム法の附則第８第23条第１項（審査官が勾留を許可することのできる理由）中、(b)号の後に次の号を加える。

「(ba)　関連する証拠又は関連する証拠を入手するために行われているか、行われる予定のその他あらゆるものの検査又は分析の結果を待っているため。」

(2)　同附則第32条第１項（司法機関が再勾留を許可することのできる理由）中、「入手するため」から「関連する証拠を保存する」までを、「第１Ａ項で言及されたように」に改める。

(3)　同項の後に次の項を加える。

「(1A)　次の理由で必要である場合、この項で言及されたとおり再勾留期間の延長を必要とする。

(a)　当該の者の尋問又はその他の方法で関連する証拠を入手するため。

(b)　関連する証拠を保存するため。

(c)　関連する証拠又は関連する証拠を入手するために行われている、若しくは行われる予定のその他のものの検査又は分析の結果を待っているため。」

(4)　第23条第４項（「関連する証拠」の意味）中、「第１項(a)号及び(b)号」を「この条」に改める。

(5)　第32条第２項（「関連する証拠」の意味）中、「第１項」を「この条」に改める。

(6)　この条は、次の場合は適用しない。

(a)　2000年テロリズム法第41条に基づいて勾留された者の逮捕が、この条の施行前に行われた場合

(b)　附則第７に基づく当該の者の取調べが、この条の施行前に始まっている場合

第25条　延長された最長の勾留期間の終了又は更新

(1)　この条は、次の条件に該当するときに適用する。

(a)　第23条の施行から１年以上経過していること。

(b)　第２項に基づいて、この項が適用しない期間に該当しないこと。

(2)　主務大臣は委任立法による命令によって、命令が施行された日から１年を超えない間、この条が適用しないことを定めることができる。

(3)　2000年テロリズム法附則第８は、次の条件が満たされているものとみなして、この条が適用されるときに開始された同附則第36条に基づく勾留期間の再延長について、効力を有する。

(a)　同条第３項(b)号中、「28日」を「14日」に改めていること。

(b)　同附則の同条及び第37条が、第４項に定められたさらなる派生的改正を加えた上で効力を有していること。

(4)　さらなる派生的改正とは、次のものをいう。

(a)　第36条第１Ａ項(a)号及び(b)号を「司法機関」に改めること。

(b)　第１Ｂ項及び第７項を削ること。

(c)　同条第３AA項若しくは第５項又は第37条第２項中、「上級裁判官」の語句を削ること。

(d)　同条第36条第４項中、「しかし」から始まる文言の全部を削ること。

(5)　この条が適用される期間中、次に該当する者の身柄を確保している者は、当該の者を直

ちに釈放しなければならない。

(a) 当該の者が、2000年テロリズム法附則第8第36条に基づく再延長によって勾留されていること。

(b) 当該の者の勾留期間の再延長期間をさらに延長することが、基準時から起算して14日を超える期間の間、(この条が適用していなかった時に)許可されていること。

(c) 当該の14日の期間が既に終了していること。

(6) 主務大臣は、草案を議会各院に提出し、各院の決議によって承認されない限り、この条を適用しないこととする規定(その他の規定を含むか否かにかかわらず)を含む命令を定めてはならない。

(7) この条中、「基準時(the relevant time)」とは、2000年テロリズム法附則第8第36条におけるものと同じ意味を有する。(注24)

捜索等

第26条　全施設構内捜索令状:イングランド及びウェールズ並びに北アイルランド

(1) 2000年テロリズム法附則第5第1部(イングランド及びウェールズ並びに北アイルランドにおけるテロリスト捜査目的の捜索等)を、以下のように改正する。

(2) 第1条(特定された施設構内への立入りの権限を与える捜索令状)第2項(a)号中、「令状によって特定された施設構内」を「第2A項に言及された施設構内」に改める。

(3) 同条第2項の後に次の項を加える。

「(2A)第2項(a)号中言及した施設構内とは、次のものをいう。

(a) 申請で特定された一又は複数の施設構内の集合(この場合、申請は『特定施設構内捜索令状(specific premises warrant)』を求めるものである)

(b) 申請で特定された者によって占有され、又は管理されている施設構内及び同様に特定された施設構内の集合(この場合、申請は『全施設構内捜索令状(all premises warrant)』を求めるものである)」

(4) 同条第5項は、次のように改正する。

(a) (b)号中、「申請によって特定された施設構内」を「申請が関連する施設構内」に改める。

(b) (c)号の最後に「及び」を加える。

(c) 同号の後に次の号を加える。

「(d) 全施設構内捜索令状の申請の場合、特定された者が占有又は管理しており、捜索することが必要な全施設構内を申請において指定することが実行可能でないこと。」

(5) 第2条(特別な条件を満たされた令状)第1項中、「申請」の後に「特定施設構内捜索令状」を加える。

(6) 同条の後に次の条を加える。

「第2A条

(1) この条は、第1条に基づいて全施設構内捜索令状の申請が行なわれ、次の条件が満たされた時に適用する。

(a) 申請が少なくとも警視の位階を持つ警察官によって行なわれていること。

(b) 申請を受けた裁判官が、同条第1項(c)号に該当すると判断していないこと。

(2) 裁判官は、第1条第5項(a)号、(b)号及び(d)号に言及された事項に関して該当すると判断した場合、申請を承認することができる。

(3) 第1条に基づく令状がこの条の定めるところにより発せられた場合、第1条第2項(a)号及び(b)号に基づく権限は、次に掲げる場合にのみ行使することができる。

(a) 居住用施設構内以外に関する場合

(b) 令状が発せられた時から起算して、24時間以内である場合

(4) 第３項の目的の上で、『居住用施設構内』とは、第１条第２項(a)号及び(b)号に基づく権限に関して、権限を行使する警察官が、全体的に又は主として居住目的で利用していると信じるに足る、いずれかの施設構内をいう。」

(7) 第11条（除外資料又は特殊手続資料に関与する令状の申請）第２項(a)号中、「令状によって特定された施設構内」を「第３Ａ項に言及された施設構内」に改める。

(8) 同条第３項の後に次の項を加える。

「(3A) 第２項(a)号中言及した施設構内とは、次のものをいう。

(a) 申請で特定された一又は複数の施設構内の集合（この場合、申請は『特定施設構内捜索令状（specific premises warrant)』を求めるものである）

(b) 申請で特定された者によって占有され、又は管理されている施設構内及び同様に特定された施設構内の集合（この場合、申請は『全施設構内捜索令状（all premises warrant)』を求めるものである）」

(9) 第12条（除外資料又は特殊手続資料に関与する令状の申請の承認）第１項及び第２項中、「申請」の後に「特定施設構内捜索令状」を加える。

(10) 同条第２項の後に次のものを加える。

「(2A) 巡回裁判官（Circuit Judge）又は（治安判事裁判所の）地方裁判所裁判官（District Judge）は、次の事項に該当すると判断した場合、第11条に基づく全施設構内捜索令状を承認することができる。

(a) 第５条に基づいて定められた命令が遵守されていないこと。

(b) 申請で特定された者が、命令でも指定されていること。

(2B) 巡回裁判官又は（治安判事裁判所の）地方裁判所裁判官は、次のように信じるに足ると判断した場合、第11条に基づく全施設構内捜索令状を承認することができる。

(a) 当該の施設構内に、申請が関連する、除外資料若しくは特殊手続資料から構成される、又はそれらを含むが、法的免除を受けない資料があること。

(b) 第３項及び第４項の条件が満たされていないこと。」

(11) 同条第４項(b)号中、「資料がある施設構内」を「令状の申請が関連する施設構内」に改める。

第27条　全施設構内捜索令状：スコットランド

(1) 2000年テロリズム法附則第５第２部（スコットランドにおけるテロリスト捜査目的の捜索等）を、以下のように改正する。

(2) 第28条（スコットランドの特定された施設構内に対する立入りの権限を与える捜索令状）第２項(a)号中、「令状によって特定された施設構内」を「第２Ａ項に言及された施設構内」に改める。

(3) 同条第２項の後に次のものを加える。

「(2A) 第２項(a)号中言及した施設構内とは、次のものをいう。

(a) 申請で特定された一又は複数の施設構内の集合（この場合、申請は『特定施設構内捜索令状（specific premises warrant)』を求めるものである）

(b) 申請で特定された者によって占有され、又は管理されている施設構内及び同様に特定された施設構内の集合（この場合、申請は『全施設構内捜索令状（all premises warrant)』を求めるものである）」

(4) 同条第４項は、次のように改正する。

(a) (b)号中、「申請によって特定された施設構内」を「申請が関連する施設構内」に改める。

(b) (c)号の最後に「及び」を加える。

(c) 同号の後に次の号を加える。

「(d) 全施設構内捜索令状の申請の場合、特定された者が占有又は管理しており、捜索することが必要な全施設構内を申請において特定することが実行可能でないこと。」

(5) 同条第５項中、「令状」を「特定施設構内捜索令状」に改める。

(6) 同条第６項の後に次のものを加える。

「(6A) 全施設構内捜索令状が承認された場合、令状に従った居住用施設構内への立入り及び捜索は、令状が承認された時から起算して、24時間以内に行使しなければならない。

(6B) 第６A項の目的の上で、『居住用施設構内』とは、第１条第２項(a)号及び(b)号に基づく権限に関して、権限を行使する警察官が、全体的に又は主として居住目的で利用していると信じるに足る、いずれかの施設構内をいう。」

(7) 第29条（第28条に基づく令状の承認の条件）は次のように改正する。

(a) 第１項(a)号中、「遵守されていないこと」の後に、「、そして全施設構内申請の場合、第22条第３項に従った命令によって特定された者が、申請においても特定されていること。」を加える

(b) 第２項(b)号中、「資料がある」を「令状の申請が関連する」に改める。

(8) 第33条第２項（施錠された場所を開放する権限）は、次のように改正する。

(a) 「によって特定された施設構内」を「に従って立ち入ることのできる施設構内」に改める。

(b) 「第32条に基づく通知」を「第31条に基づく命令」に改める。

第28条　テロリスト刊行物の捜索、押収及び没収

(1) 治安判事（justice of the peace）は、この条に該当する物がある施設構内にある可能性が高いと疑うに足る合理的根拠があると判断した場合、警察官が次のことを行うための令状を発することができる。

(a) 当該の施設構内に立ち入り、捜索を行うこと。

(b) 当該の物であると警察官が信じるに足る物を押収すること。

(2) この条は次の規定に該当する物に対して適用する。

(a) 第２条第２項(a)号から(e)号に該当する行為の対象である可能性が高いこと。

(b) 同条の目的の上で、当該の物を対象とする可能性が高い行為と関連させて、これがテロリスト刊行物として扱われるべきものであること。

(3) この条に基づき令状によって付与された権限を行使する者は、権限行使のために状況において合理的な範囲内で実力を行使することができる。

(4) この条に基づく令状の許可に基づいて押収された物は、次の規定に従う。

(a) 警察官が適当と思う場所に移すことができる。

(b) 返却されるまで又は返却されずにこの法律に従い処分されるまでは、そこで警察官により保管されなければならない。

(5) 検察局長若しくは北アイルランド検察局長によって、又はこれらのために提出された情報に基づいて、この条に基づく令状の許可に基づいて押収され、この条が適用する物は、

次の規定に従う。

(a) 没収の対象となりうる。

(b) 没収された場合、警察官が適当と思う態様で破棄又は処分される。

(6) 2001年刑事司法及び警察法（Criminal Justice and Police Act 2001（c. 16））附則第1（財産の一括押収に関する規定をまとめた部分[注25]）は、以下のように改正する。

(a) 第1部の末尾に「(73H) 2006年テロリズム法第28条によって付与された押収の権限」を加える。

(b) 第3部末尾に次の項を加える。

「(113) 2006年テロリズム法第28条によって付与された押収の権限」

(7) 次の規定は、この条に基づく令状の許可に基づいて押収された物に適用しない。

(a) 1997年警察（財産）法（Police［Property］Act 1897（c. 30））

(b) 1998年（北アイルランド）警察法（Police［Northern Ireland］Act 1998（c. 32））第31条

(8) 附則第2（この条が適用する物の没収に関して規定を設ける）は効力を有する。

(9) この条中、以下に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

「物（article）」とは、第1条におけるものと同じ意味を有する。

「没収された（forfeited）」とは、附則第2に基づいて没収されたものとして扱われ、又宣告されることをいい、「没収（forfeiture）」はこれに則って解釈される。

「施設構内（premise）」は1984年警察及び刑事証拠法（Police and Criminal Evidence Act 1984（c. 60））（同法第23条参照）と同様の意味を有する。

(10) この条のスコットランドへの適用においては、次の規定に従う。

(a) 第1項中、冒頭から「判断した場合」までの語句を、「簡易裁判所判事（sheriff）は、この条に該当する物がある施設構内にあると疑うに足る合理的根拠があると判断した場合」に改める。

(b) 第5項中、「検察局長又は北アイルランド検察局長によって、又はこれらのために提出された情報に基づいて、」を削る。

(c) 第9項中、「施設構内」の定義を、「『施設構内（premise）』は2000年テロリズム法（同法第121条参照）と同様の意味を有する。」に改める。

第29条　2000年テロリズム法附則第7に基づき、車輌を捜索する権限

2000年テロリズム法附則第7第8条（港湾又は国境地域においてテロリズムへの関与を確認するために行う人物の捜索）中、第1項(d)号の後に次の号を加える。

「(e) 船舶又は航空機上にある車輌を捜索すること。

(f) 検査官が船舶又は航空機上にあった、又はあるであろうと信じるに足る車輌を捜索すること。」

第30条　職務質問を許可する権限の内水への拡大

(1) 2000年テロリズム法を、以下のように改正する。

(2) 第44条（職務質問の許可）第4項の後に次の項を加える。

「(4ZA) 第4項で明記された者の、地域又は場所を指定した上で許可を与える権限は、当該の地域又は場所を指定した許可に次のものを加える権限を含む。

(a) 当該の地域又は場所に隣接する内水（internal water）

(b) 許可に指定された内水の中の水域」

(3) 第5項の後に次の項を加える。

「(5A) この条中、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

この条中、航空機、ホバークラフト又は船舶での『操縦者（driver)』とは、船長、操縦士その他の航空機、ホバークラフト又は船舶をコントロールする者及びすべての乗員をいい、列車に関してはすべての乗員をいう。

『内水』とは、連合王国において、どの警察管轄地域にも含まれない水域をいう。」

(4) 第45条（権限の行使）第6項の後に次の項を加える。

「(7) この条中、『操縦者』は第44条と同様の意味を有する。」

その他の捜査権限

第31条　1994年諜報部法の改正

(1) 1994年諜報部法（Intelligence Services Act 1994 (c. 13)[注26]）を以下のように改正する。

(2) 第6条第1項（イギリス諸島における活動のための令状を交付するための署名を行う者）中、(c)号の後に、「又は(d)　主務大臣が、指定した上級官吏による、この条に則る令状の交付を特に許可し、この事実についての供述が令状に裏書きされている緊急の場合においては、指定された官吏の署名により」を加える。

(3) この項の後に次の項を加える。

「(1A) ただし、第1項(d)号に従い交付された令状は、その令状の交付直前にイギリス諸島外で行われた活動であれば、その当時有効である第7条に基く権限付与により許可されることとされていた財産に関連する活動に限り、その活動を行うことを許可することができる。

(1B) 第1項(d)号に則り令状を交付した上級官吏は、実行可能な限り速やかに、主務大臣に令状の交付を知らせなければならない。」

(4) 同条第2項(b)号（上級官吏に交付された令状の有効期間）中、「第2」を「第5」に改める。

(5) 第7条第6項(b)号（上級官吏に交付されたイギリス諸島外で行われる活動に対する許可の有効期間）中、「2」を「5」に改める。

(6) 第9項の後に以下の項を加える。

「(10) 次に該当する場合、この条はある財産に関して行われた活動が、イギリス諸島外で行われたものとして効力を有する。

(a) ある者がこの条によって、イギリス諸島外の財産に関して、活動を許可されていること。

(b) 当該の活動が、イギリス諸島内の財産に関連して、第5条に基づく令状によって許可されるべきものであること。

(c) この条によって、イギリス諸島外で活動を行うことを許可されている者が、イギリス諸島内にある財産に関連する活動を行うこと。

(d) 当該の活動が、第11項又は第12項に該当する状況下において行われたこと。

(11) 活動が、その時はイギリス諸島外にあると信じられていた財産に対して行われたとき、当該の活動はこの項に該当する状況下で行われたものとする。

(12) 活動が、次に該当する場合、当該の活動はこの項に該当する状況下で行われたものとする。

(a) 当該の活動が行われた財産が、この条に基づく許可が与えられたとき又はそれ以降イギリス諸島外にあると間違って信じられていたか、許可が与えられた後になってイギリス諸島内に持ち込まれたこと。

(b) しかしながら、当該の活動が、当該の財産がイギリス諸島内にあることが最初に判明してから第5労働日以内に行われていること。

(13) 第12項中、当該の財産がイギリス諸島内にあることが最初に判明した日への言及は、諜報部又は政府通信本部（Government Communications Headquarters）の構成員に、基準時の後、初めて次のいずれかのように思われた日への言及とする。

(a) 当該の財産がイギリス諸島内にあるという考えが間違っていること。

(b) 当該の財産がイギリス諸島内にあること。

(14) 第13項中、「基準時（the relevant time）」とは、事案に応じて次のものをいう。

(a) 第12項(a)号に言及された間違いを信じていた時

(b) 当該の財産がイギリス諸島内に持ち込まれた時、又は最後に持ち込まれた時」

第32条　傍受令状

(1) 2000年調査権限規制法を以下のように改正する。

(2) 第9条第6項（傍受令状を交付又は更新する期間）中、(a)号の後に次の項を加える。

「(ab) 第5条第3項(a)号又は(c)号に該当する理由により交付が必要と信ずる旨の供述が付されて、国務大臣の署名に基づいて裏書きされた未更新の令状に関しては、令状の交付日から起算して6月の期間」

(3) 第10条第6項（令状の名宛人又は名宛人の部下による令状附則部分の修正の禁止）は、以下のように改正する。

「(6) 第4項は、第6A項中特定された適用条件が満たされ、かつその条件が満たされたことを旨とする供述が修正文書に裏書きされている場合に限り、次に掲げる上級官吏の署名による傍受令状の附則部分の修正を許可する。

(a) 令状の名宛人

(b) 令状の名宛人の下位の職にある者

(6A) 適用条件は、次に掲げるとおりとする。

(a) 更新されていない令状の場合、その令状は、令状の交付が国家安全保障の利益に必要であると確信される旨の供述により裏書きされていること。

(b) 更新された令状の場合、最新の更新を行った法律文書は、その更新が国家安全保障の利益に必要であると確信される旨の供述により裏書きされていること。」

(4) 第9項(b)号（主務大臣以外の者による修正が第5労働日の終了をもって失効すること）中「第5A項(b)号」の後に「第6項」を加える。

(5) 第16条（証明書付きの令状の事案における特別予防策）中は、次のように改正する。

(a) 第3項(b)号（指定された3月の期間中に送信された通信の除外）中、「当該証明書中に指定された3か月以下の期間」を「許可された最長の期間を超えない範囲で、当該証明書中に指定された期間」に改める。

(b) 第5項(c)号（関連する状況の変更があった後、第1労働日の終了前に選択された資料の除外）中、「第1労働日」及びそれより前の部分を「許可された期間」に改める。

(6) 同条第3項の後に、次の項を加える。

「(3A) 第3項(b)号中、『許可された最長の期間（the permitted maximum）』とは次のこという。

(a) 国家安全保障の利益のため検査する

ことが必要であると第８条第４項の目的の上で証明されている資料に関しては、６月

(b) その他の場合は、３月

(7) 同条第５項の後に、次のものを加える。

「(5A) 第５項(c)号中、『許可された期間（the permitted period)』とは次のものを言う。

(a) 国家安全保障の利益のため検査することが必要であると、第８条第４項の目的の上で証明されている資料に関しては、第５項(a)号に言及された事項を令状の名宛人が認めた日の後、第５労働日で終了する期間

(b) その他の場合は、第５項(a)号に言及された事項を令状の名宛人が認めた日の後、第1労働日で終了する期間」

第33条　テロリスト捜査の目的のための開示通知

(1) 2005年重大組織犯罪及び警察法（Serious Organised Crime and Police Act 2005（c. 15)）第60条（検察局長等の捜査権限）第１項中「この章（Chapter）が適用する犯罪に関連して」の後に、「又はテロリスト捜査に関連して」を加える。

(2) 同条第６項の後に、次の項を加える。

「(7) この章において、『テロリスト捜査（terrorist investigation)』とは次のものの捜査を意味する。

(a) テロリズム活動の実行、準備又は扇動

(b) テロリズムの目的を有すると思われる活動若しくは不作為であって、犯罪の実行、準備若しくは扇動から構成され、又はそれらに関与するもの

(c) 2000年テロリズム法又は2006年テロリズム法の第１条及び第２条を除く第１部に基づく犯罪の実行、準備若しくは扇動」

(3) 同法第62条（開示通知）に、以下の項を加える。

「(1A) 捜査当局は次のように思われるとき、当該の者に対して開示通知を渡し、又は適切な者に当該の者に対して開示通知を渡す権限を与えることができる。

(a) ある者がテロリスト捜査に関連することに関して、（文書に含まれているか否かにかかわらず）情報を有していること。

(b) 開示通知に従って当該の者が提供できる情報が、当該の捜査において（それ自体でか、そうでないかにかかわらず）実質的な価値を有する可能性が高いと信じるに足る合理的根拠があること。」

(4) 同法第70条（第１章の解釈）第１項中は、次の規定に従う。

(a) 「適切な者（appropriate person)」の定義の前に、次の文言を加える。

「『テロリズム活動』とは、2000年テロリズム法（同法第１条第５項参照）の意味においてテロリズムを目的としてとられる行動を構成するいかなるものをも含む。」

(b) 文書の定義の後に次の文言を加える。

「『テロリズム（terrorism)』とは、2000年テロリズム法（同法第１条第１項から第４項参照)と同様の意味を有する。

『テロリスト捜査（terrorist investigation)』とは、第60条第７項と同様の意味を有する。」

テロリズムの定義等

第34条　「テロリズム」の定義の改正等

(1) 次の各規定中、「政府」の後に「又は政府間国際機関（international governmental

organisation)」を加える。

(a) 2000年テロリズム法第1条第1項(b)号（政府に影響を及ぼす意図を持つ行動及び脅迫をテロリズムとする規定[注27]）

(b) 2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法（第113条第1項(c)号（政府に影響を及ぼし、又は公衆を脅かすための有害物質又は有害なものの利用についての犯罪）

その他の改正

第35条　押収した金銭の保管期間を延長する申請

(1) 2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法附則第1第3条（押収されたテロリスト資金の凍結期間に関する申請）中、第3項の後に次の項を加える。

「(3A) 治安判事又は簡易裁判所判事に対する第2項に基づく最初の期間延長命令の申請は、次に定めるところに従う。

(a) 申請を通知することなく、又は申請によって影響を受ける者若しくは当該の者の法律上の代表者に審理の機会を与えることなく、申請を行い、審理を開くことができる。

(b) 申請によって影響を受ける者及び当該の者の法律上の代表者が欠席のまま、審理を開き、決定を下すことができる。」

(2) この条は、この条が施行された後に行われる申請に適用する。

第3部　補足的規定

第36条　テロリズム関連法の審査

(1) 主務大臣は、2000年テロリズム法及びこの法律の第1部の運用を審査する者を任命しなければならない。

(2) 前項の者は、折に触れてそれらの規定を審査し、審査を完了する都度、実行可能な限り速やかに、主務大臣に結果報告を送らなければならない。

(3) 前項の者は、この条の施行前、2000年テロリズム法第126条に基づいて提出される報告書が最後に提出された日から起算して12月の期間が終了する前に、この条に基づく最初の審査を実行し、報告しなければならない。

(4) 前項の者は、第3項で言及された12月の期間が終了した日から1周年となる日までの12月の期間毎に、少なくとも1回はこの条に基づく審査とその報告を行わなければならない。

(5) この条に基づく報告書を受け取った主務大臣は、その写し1部を議会に提出しなければならない。

(6) 主務大臣は、議会によって用意された資金から、審査を行うため任命された者の必要経費及び主務大臣が決定した額の手当を支給することができる。

第37条　派生的改正及び廃止

(1) 2000年テロリズム法第32条(e)号（「テロリスト捜査」の意味）中、「この法律に基づく犯罪」の後に、「又は2006年テロリズム法の第1条及び第2条を除く第1部に基づく犯罪」を加える。

(2) 同法第117条（訴追に対する同意）中、第3項を次のように改める。

「(2A) ただしこの条が適用される犯罪が、全体的に又は部分的に連合王国以外の国の内情に関連して行われたと検察局長又は北アイルランド検察局長に思われるとき、この条の目的のための同意は、次に掲げる者の許可を得たときに限り与えることができる。

(a) 検察局長の場合、司法長官

(b) 北アイルランド検察局長の場合、北アイルランド法律顧問官

(2B) 2002年司法（北アイルランド）法第27条第１項が施行される前の時点に関連しては、北アイルランド法律顧問官への言及は北アイルランド法務長官への言及と読み替える。」

(3) 同法第120条の後に次の条を加える。

「第120A 条　没収命令に関する裁判所の補足的権限

(1) 裁判所が第54条、第58条又は第103条に基づく物の没収についての命令を定めるとき、没収に効力を与えるために必要と思われるその他の規定を定めることができる。

(2) 前項の規定は、特に、没収した物の保有、取扱、処分又は破壊に関する規定を含むことができる。

(3) この条による規定は、それを定めた裁判所によっていつでも修正することができる。」

(4) 同法附則第９（附則に掲げる犯罪）第１部の末尾に、次の文言を加える。

「**2006年テロリズム法**

第22C 条　2006年テロリズム法第１部に基づく犯罪(テロリズムに関連した犯罪)」

(5) 附則第３に掲げる制定法は、それぞれ指定された範囲内で廃止される。

第38条　支出

この法律に起因する増額は、他の制定法に基づき議会により用意された資金から支出することができる金額についてはその資金から支出する。

第39条　略称、施行及び適用範囲

(1) この法律は、2006年テロリズム法として引用することができる。

(2) この法律（この条を除く）は、主務大臣が委任立法による命令によって定めた日に施行する。

(3) 第２項に基づく命令は、異なる目的のために、異なる規定を定めることができる。

(4) 第17条第６項に従うことを条件として、この法律による他の制定法の改正又は廃止は、改正又は廃止された制定法と同じ適用範囲を有する。

(5) 第17条第６項及びこの条の第４項に従うことを条件として、この法律は連合王国全体に適用する。

(6) 女王陛下は、枢密院令により女王陛下が適切と考える修正を加えた上で、この法律の適用範囲をチャンネル諸島又はマン島のどの島にも拡大することができる。

(7) 第６項中、「修正（modification)」とは、削除、追加及び変更を含む。

附則

附則第１　「条約犯罪」（第20条関係）

爆発物犯罪

第１条

(1) 第３項に従うことを条件として、1861年対人犯罪法（Offences against the Person Act 1861（c. 100））第28条から第30条までの規定に基づく犯罪（爆発による傷害、爆発を発生させること及び爆発物を設置すること）

(2) 第３項に従うことを条件として、次に掲げる1883年爆発物法に基づく犯罪

(a) 第２条（人命を危険にさらす可能性が高い爆発を発生させること）

(b) 第３条（爆発の準備）

(c) 第５条（補助的な犯罪）

(3) 次に定めることによって構成される場合に限って、スコットランド内で発生した又はスコットランドに関係して発生した犯罪は、この条によって条約犯罪とする。

(a) テロリズム活動として行われた活動

(b) テロリズムを目的とした行動

生物兵器

第2条

1974年生物兵器法（Biological Weapons Act 1974（c. 6））第1条に基づく犯罪（生物兵器の開発等）

国際的保護対象者に対する犯罪

第3条

(1) 第4項に従うことを条件として、（連合王国内で行われたか、国外で行われたかを問わず）保護される者に関して行われた、1978年国際的保護対象者法（Internationally Protected Persons Act 1978（c. 17））第1条第1項(a)号に言及された犯罪（連合王国外で行われた保護される者に対する攻撃）

(2) 第4項に従うことを条件として、（連合王国内で行われたか、国外で行われたかを問わず）次に定める条件に該当する攻撃に関して行われた、同法第1条第1項(b)号に言及された犯罪（関連した施設構内に対する攻撃）

(a) 関連する施設構内又は保護された者に利用される車輌を対象としていること。

(b) 保護された者が当該の施設構内又は車輌の上若しくは中にいること。

(3) 第4項に従うことを条件として、同法第1条第3項に基づく犯罪（保護された者に関する脅迫等）

(4) 次に定めることによって構成される場合に限って、スコットランド内で発生した又はスコットランドに関係して発生した犯罪は、この条によって条約犯罪とする。

(a) テロリズム活動として行われた活動

(b) テロリズムを目的とした行動

(5) この条及び同法第1条中使われる表現は、同じ意味を有する。

人質をとる行為

第4条

1982年人質行為法（Taking of Hostages Act 1982（c. 28））第1条に基づく犯罪（人質の略取）

ハイジャック及び航空機に対する犯罪

第5条

1982年航空安全法（Aviation Security Act 1982（c. 36））中、次に掲げる規定のいずれかに基づく犯罪

(a) 第1条（ハイジャック）

(b) 第2条（航空機の破壊、損壊又は航空機の安全を危険にさらすこと）

(c) 第3条（航空機の安全を危険にさらすか、さらす可能性が高いその他の活動）

(d) 第6条第2項（補助的な犯罪）

核物質に関与する犯罪

第6条

(1) 核物質に関連して又は核物質を手段として行われた（連合王国内と国外とを問わず）、1983年核物質（犯罪）法第1条第1項（連合王国外で行われた核物質に関連する犯罪）に言及された犯罪

(2) 同法第2条（核物質に関連する準備行為及び脅迫に関与する犯罪）に基づく犯罪

(3) この条中、「核物質」とは同法におけるものと同じ意味を有する。

1990年航空及び海事安全法に基づく犯罪

第7条

1990年航空及び海事安全法（Offences under the Aviation and Maritime Security Act 1990（c. 31））中、次に定める規定のいずれかに基づく犯罪

(a) 第1条（飛行場の安全を危険にさらすこと）

(b) 第9条（シージャック）

(c) 第10条（固定型プラットフォーム管理の強奪又は行使）
(d) 第11条（船舶若しくは固定型プラットフォームの破壊又はこれらの安全を危険にさらすこと）
(e) 第12条（安全な航海を危険にさらすか、さらす可能性が高いその他の活動）
(f) 第13条（船舶又は固定型プラットフォームに関連する脅迫に関与する犯罪）
(g) 第14条（補助的な犯罪）

化学兵器に関与する犯罪

第８条

1996年化学兵器法（Chemical Weapons Act 1996（c. 6））第２条（化学兵器の利用、開発等）に基づく犯罪

テロリスト資金

第９条

2000年テロリズム法中、次に定める規定いずれかに基づく犯罪

(a) 第15条（テロリストの資金調達）
(b) 第16条（テロリスト資金の利用又は所持）
(c) 第17条（テロリズムのための財政援助の手配）
(d) 第18条（テロリスト資金のマネーロンダリング）

テロリスト組織の指揮

第10条

2000年テロリズム法第56条（テロリスト組織の指揮）に基づく犯罪

核兵器に関与する犯罪

第11条

2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法第47条（核兵器の利用、開発等）に基づく犯罪

共謀等

第12条

次に定める犯罪

(a) 条約犯罪を行うための共謀
(b) 条約犯罪の実行の扇動
(c) 条約犯罪の実行の試み
(d) 条約犯罪の実行のための援助、幇助、助言又は調達

附則第２　「テロリスト刊行物の押収及び没収」（第28条関係）

附則の適用

第１条

この附則は、物（article）が次の条件に該当するときに適用する。

(a) 第28条に基づく令状の許可に基づいて押収されていること。
(b) 警察官（以下「関連する警察官」という）の管理の下で保管されていること。

押収の通知

第２条

(1) 関連する警察官は、物の押収についての通知を次の者に行わなければならない。
  (a) 関連する警察官が、押収時における物の所有者又は所有者の１人であると信じる者
  (b) 該当する者がいないか、通知を行うことが実行可能でない場合、押収時に当該物が押収された施設構内の占有者であったと関連する警察官が信じるすべての者
(2) 通知には、押収されたもの及び押収の根拠を明記しなければならない。
(3) 通知は、次のいずれかの態様で与えなければならない。
  (a) 対象者本人に交付すること。
  (b) 本人宛とし、適切な住所に、本人のために置いてくること。
  (c) 本人宛とし、その住所宛に、郵便送付す

ること。

(4) 第3項に従って通知を行うことが実行可能でない場合、第1項(b)号によって物が押収された施設構内の占有者を対象として、次のいずれかの態様で通知を行うことができる。

(a) 対象者本人を名指しすることなく、当該施設構内「占有者」宛てとすること。

(b) 当該施設構内に対象者のために置いてくるか、対象者宛てとし、当該施設構内に郵便送付すること。

(5) 次の場合に限り、物は、この附則に基づいて没収されたものとして扱われるか、宣告される。

(a) 当該の物に関して、この条の要請が遵守されていること。

(b) 要請を遵守することが実行可能でないこと。

(6) この条中、ある者に関連して「適切な住所(the appropriate address)」とは、次のものを意味する。

(a) 法人の場合は、連合王国内における登録された又は主たる事務所

(b) 企業の場合は、共同事業の主たる事務所

(c) 法人格のない組織又は協会の場合、組織又は協会の主たる事務所

(d) その他の場合は、連合王国内における、対象者の通常における若しくは最後に知られている住所又は最後に知られている事業所

(7) 次の場合、この条における主たる事務所への言及は、連合王国内における主たる事務所(あれば)への言及とする。

(a) 連合王国外で登録された企業

(b) 連合王国外で事業を行う企業

(c) 連合王国外に事務所を有する法人格のない組織又は協会

権利主張の通知(Notice of claim)

第3条

(1) 押収された物が没収の対象とならないと権利を主張する者は、当該物が押収された施設構内の警察地域内の警察署の警察官に、その旨の通知を行うことができる。

(2) これらの目的の上で、口頭の通知は十分でないものとする。

第4条

(1) 権利の主張の通知は、次のときから1月より後に与えることはできない。

(a) 押収の通知が行われた日

(b) 前掲の通知が行われていない場合は、押収の日

(2) 権利の主張の通知は、次のことを指定しなければならない。

(a) 権利の主張者の名前と住所

(b) 権利の主張者が連合王国外にいる場合、依頼を受ける資格を有し、権利の主張者のために活動する事務弁護人の名前と住所

(3) 指定された事務弁護人の活動とは、この附則による手続の目的の上で、権利の主張者のための活動をいう。

(4) 押収の通知が異なる者の間で、異なる日に行われた場合、次の日をもって、この条で通知が行われた日に対する言及であるとする。

(a) 押収の通知が行われた者に関しては、当該の者に通知が行われた日

(b) その他の者に関しては、押収の通知が最後に通知を行われた者にその通知が行われた日

権利の主張が行われなかった場合の自動的没収

第5条

権利の主張の通知を行うことのできる期間内に、次に該当する場合、当該物は没収されたものとして扱う。

(a) 権利の主張の通知が行われなかったこと。
(b) 行われた権利の主張の通知に関して、第3条及び第4条の要請が遵守されていないこと。

その他の場合における裁判所による没収

第6条

(1) 物に関する権利の主張の通知が、第3条及び第4条に則って行われた場合、関連する警察官は、物の没収を宣告させるため、裁判所に手続を申し立てるか否かを決定しなければならない。
(2) 手続申立てのための決定は、権利の主張の通知が行われた後、実行可能な限り速やかに行わなければならない。
(3) 関連する警察官が手続の申立てを行い、裁判所が次のように判断を下した場合、裁判所は物の没収を宣告しなければならない。
(a) 物が押収された時点で没収の対象となりうるものであったこと。
(b) 当該物の没収が不適切であると判断されないこと。
(3) 関連する警察官が手続の申立てを行い、裁判所が次のように判断を下した場合、裁判所は返却を受ける資格の保有者として出廷している者への物の返却を命令しなければならない。
(a) 物が押収された時点で没収の対象となりうるものでなかったこと。
(b) 当該物の没収が不適切であると判断されること。
(5) 関連する警察官が、権利の主張の通知が行われた後、裁判所に物の没収の宣告の手続を申し立てないことを決定した場合、当該警察官は、物の所有者又は所有者の1人であると思われる者に物を返却しなければならない。
(6) 第5項に則り、返却されるべき物は、裁判所に物の没収の宣告の手続きを申し立てないことを決定した後、実行可能な限り速やかに返却されなければならない。

没収手続

第7条

この附則による手続は民事手続とし、次に定める裁判所で審理することができる。
(a) イングランド及びウェールズにおいては、高等法院（High Court）又は治安判事裁判所（magistrates' court）
(b) スコットランドにおいては、民事上級裁判所（Court of Session）又は簡易裁判所（sheriff court）
(c) 北アイルランドにおいては、高等法院又は略式裁判所（court of summary jurisdiction）

第8条

関連する物が押収された場所に裁判管轄権を有している時に限って、次の裁判所は、この附則による訴訟を審理することができる。
(a) イングランド及びウェールズにおける治安判事裁判所
(b) スコットランドにおける簡易裁判所
(c) 北アイルランドにおける略式裁判所

第9条

(1) イングランド及びウェールズ並びに北アイルランドで審理が開かれた、附則による手続において、権利の主張者又はその事務弁護人は、押収時において、押収物が権利の主張者の所有物であった、又は知りうる若しくは信じうる限りにおいて権利の主張者の所有物であったと宣誓しなければならない。
(2) 高等法院で審理が開かれた前掲の手続きにおいては、次の定めるところに従う。
(a) 裁判所は、権利の主張者に対して、裁判所が手続の必要経費のため定めた金額の保

証金を提供するよう要請することができる。

(b) 権利の主張者は要請を遵守しなければならない。

(3) この条の要請が遵守されないとき、裁判所は権利の主張者の敗訴を宣告しなければならない。

第10条

(1) この附則により、イングランド及びウェールズにおける治安判事裁判所で審理が開かれた訴訟においては、原告及び被告の双方が、当該裁判所の判決を刑事法院に上訴することができる。

(2) この附則により、北アイルランドにおける略式裁判所で審理が開かれた訴訟においては、原告及び被告の双方が、当該裁判所の判決を県裁判所（county court）に上訴することができる。

(3) この条は、高等法院の意見のため事案の陳述を請求する権利に影響しない。

第11条

物に関して、附則により開かれた審理における、前掲の裁判所の判決に対して（陳述された事案によるか否かを問わず）上訴が行われた場合、当該の物は最終審が結審するまでの間、警察官の管理の下に留め置かれる。

没収の効果

第12条

物が没収されたものとして扱われるか、宣告された場合、没収は押収の時から効力を有していたものとして扱われる。

権利の主張のない財産の処分

第13条

(1) この条は、第28条に基づく令状の権限に基づいて押収された物が、ある人に返却されるときに適用する。

(2) 次のいずれにも該当するとき、警察官は当該の物を適当と思う態様で処分することができる。

(a) 物が、返却の要件が生じた日から起算して12月の期間が終了した後、（返却されることなく）なおも警察官の管理下にあること。

(b) 物を返却しなければならない者に、直ちに返却処分することが、実行可能でないこと。

証拠についての規定

第14条

物の押収から生じた訴訟手続において、押収の事実、形式及び態様は、別段の証拠がなく、反証がない限り、その訴訟手順で開始されたとおりとみなされる。

第15条

この附則に基づいて物が没収されたとする裁判所の宣告は、手続きにおいて、次のいずれかを提出することで証明することができる。

(a) 宣告の命令

(b) 命令を定めた裁判所の官吏の署名を得たと称する、前掲の命令の証明書付きの写し

特定の主張者についての特別規定

第16条

(1) この条は、物が押収された時に、その物が次の条件を満たすものであるときに限り適用する。

(a) 法人の財産であること。

(b) ２人以上の共同事業者の財産であること。

(c) ５人を超える者の財産であること。

(2) 次の者は、第９条で要請される宣誓及びこの附則又は法廷規則によって物所有者が要請されるあらゆることを代行することができる。

(a) 第３項に該当する者
(b) 物所有者のために活動することを許可されている者
(3) この項に該当する者とは、次の条件を満たす者をいう。
(a) 所有者が法人である場合、事務部長又は然るべき許可を受けた法人役員
(b) 所有者が共同事業者である場合、それら所有者の内一又は複数の者
(c) 所有者が５人を超え、かつ共同事業者ではない場合、全員のために活動する２人以上の所有者及び全員のために活動していない共同所有者

所有者の権利の除外規定

第17条

物をある者に返却すべきとする附則による要件、又はそのような要件に則った物のある者への返却も、次のものに影響を与えない。
(a) 当該物に関連するその他の者の権利
(b) 当該物が返却された者に対して自分の権利を行使するその他の者の権利

附則の解釈

第18条

この附則において、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

「物（article）」とは、この法律の第１部におけるものと同じ意味を有する。

「裁判所（court）」とは、第７条に則って解釈する。

附則第３「廃止」（第37条関係）

2000年テロリズム法（Terrorism Act 2000（c. 11））

第５条第４項中、「組織によって又は組織に関して」を削る。
第９条第４項(b)号中、末尾の「及び」を削る。
第63A条第１項(b)号中、「第54条又は」を削る。
第126条を削除する。
附則第５第１条第５項及び第28条第４項(b)号のそれぞれの、末尾の「及び」を削る。
附則第８第36条第１項中、「司法機関へ」を削る。

2002年司法（北アイルランド）法（Justice［Northern Ireland］Act 2002（c. 26））

附則第７第35条を削除する。

2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003（c. 44））

第45条第８項、第306条第２項及び第３項を削除する。

注

＊インターネット情報はすべて2006年８月25日現在である。

(1) statement. この語は何らかの意見、主張を述べることをいうが、この法文の文脈においては、テロリズムに関する意見、主張を意味するとし、「声明」と訳した。

(2) 2003年刑事司法法は、刑事司法制度の大幅な改革を目的とした法律であり、無期の拘禁刑を宣告するに当たって最低限の拘禁期間を定めることを裁判官に義務づける、同一犯罪に基く再訴追の禁止を緩和する等、議論の多い規定が盛り込まれている。

同法の第154条第１項は、2000年刑事裁判所の権限（判決）法（Powers of Criminal Courts（Sentencing）Act 2000（c. 6））を改正し、治安判事裁判所（magistrates' court）が科することのできる拘禁刑の上限を、６月から12月に延長している。

(3) article. この語は「記事」の意味も有するが、法文の文脈からみて、声明のメディアを保存する媒体を前提としていると解されるため、「物」と訳した。

(4) imprisonment for life. 法律上は拘禁期間が指定されておらず、裁判官が犯罪者が仮釈放の審理を受ける前に過ごさなければならない拘禁期間を定める。この「仮釈放を認めない拘禁期間（tariff)」は、通常の謀殺で15年だが、特に悪質な犯罪者は「終身拘禁期間（whole life tariff)」を科されうる。この終身拘禁期間は、米国の「仮釈放のない拘禁刑（life without parole)」に相当する。

(5) 2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法の第7部は、病原菌や毒物がテロリストに利用されることを防止するための規定を設けており、これらの物質を保有する研究所等の責任者に対して、警察に、保有物を報告し、合理的な安全上の要請に応え、施設が保有する有害物質に近づくことのできる人々に関する情報を提供する義務を課す。また、主務大臣は特定の人物を指名して施設に近づけないようにすることができる。

(6) 当該の規定は、火器、爆薬、核兵器、生物兵器又は化学兵器の指導又は訓練を行うこと、又は受けることを禁止している。

(7) site. 核施設、実験用地等の多様な施設、広大な用地を指す言葉として用いられており、これに対応する適切な日本語が見当たらないために、あえてサイトという外来語表現を用いた。

(8)「核物質の防護に関する条約（Convention on the Physical Protection of Nuclear Material、1987年2月8日効力発生)」の意味において、平和利用される核物質と定義される。

(9) 核分裂反応から原子力エネルギーを確保する目的で、追加的に中性子を加えることなくコントロールされた連鎖反応を維持する設備と定義される。

(10) 1986年宇宙法は、「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, Including the Mood and Other Celestial Bodies、1967年10月10日効力発生)」、「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約（Convention on International Liability for Damage Caused by Space Objects、1972年9月1日効力発生)」、「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約（Convention on Registration of Objects Launched into Outer Space、1976年9月15日効力発生)」を批准し、連合王国に関係する者による宇宙物体の打ち上げ等に関して、登録を義務づけ、政府の規制、監察の権限を定める。宇宙物体には、宇宙物体の構成部分及び打ち上げ機並びにその構成部分も含まれる。

(11) 同法に関しては、以下の記事を参照されたい。

岡久慶「2005年重大組織犯罪及び警察法―「イギリスのFBI」設置へ」『外国の立法』225号，2005.8, pp.177-189.
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/225/022513.pdf>

(12) これらの規定は、主務大臣が指定したサイト（主に王領地及び安全保障に関係したサイト）への不法侵入を、逮捕可能な犯罪とし（通常は不法侵入だけでは刑事犯罪とはならない)、略式起訴で最高51週間の拘禁刑と罰金基準表5級以下の罰金を併科する。

(13) 同条は、人の生命若しくは身体を危険に晒すことを目的として、核物質を保有若しくは取扱った者、又はそのような脅迫を行った者、及び政府、政府間国際機関、その他の者の行為を妨げる目的で核物質を入手すると脅迫した者を犯罪と行ったものとし、最高14年の拘禁刑に処する。

(14) 暗号化等によって保護される情報の開示を要請する通知に従わなかった者に対して、最高2年の拘禁刑と罰金を併科することを定める。

(15) 重大かつ複雑な事件において、陪審員の理解を促進することを目的として、予備審理を開く権限を裁判官に与えている。

(16) この法律は、刑事法院の裁判官に、深刻かつ複雑な詐欺事件の裁判に先立ち、命令によって予備審理を開く権限を付与している。

(17) この法律で追加された1B項及び1C項をいう。

(18) 主務大臣に、テロリズム活動の実行を行う又はこれに参加するか、テロリズムの準備を行うか、テロ

リズムを助長又は奨励するか、その他テロリズムに関与した組織を非合法化の対象として指定する権限を与える。当該組織に所属し、又はこれを支援する者は、最高10年以下の拘禁刑と罰金を併科される。

2006年２月28日現在、国際テロリズム組織40（ほとんどがイスラム過激派の組織）、国内テロリズム組織14（全て北アイルランドの組織）が指定されている。

⑲ *Op. cit.* (3).

⑳ テロリズムに従事する組織を指揮した者は無期の拘禁刑、テロリズムを目的とした物を所有する者には最高10年の拘禁刑、海外のテロリズムを扇動した者は扇動した罪に対するものと同じ罰にそれぞれ処する。

㉑ 1883年爆発物法第２条（人命を危険にさらす可能性が高い爆発を発生させること）、第３条（爆発の準備）、第５条（補助的な犯罪）それぞれに基く犯罪、1974年生物兵器法第1条に基づく犯罪（生物兵器の開発等）、1996年化学兵器法第２条に基づく犯罪（化学兵器の利用、開発等）に関しては、連合王国外で実行された犯罪であっても、国内で実行されたものと同様に犯罪とする。

(5) この法律において、テロリズムの目的のために行われた行動への言及は、禁止された組織のために行われた行動を含むものとする。」

㉒ 実質的に「少なくとも警視の位階を持つ警察官は、」が(1)(a)～(d)の規定によって置き換えられることとなる。

㉓ relevant time. 2000年テロリズム法附則第８第36条を改正した2003年刑事司法法第306条によって、次のように定義される。

・2000年テロリズム法第41条に基づいてテロリスト容疑者が逮捕されたとき。

・港湾、国境地域等において、そのように逮捕された者に関して、所有物、車輌、搭乗船舶並びに航空機の捜索が開始されたとき。

㉔ *Op. cit.* ㉒.

㉕ この規定は、証拠品の押収に当たって、証拠品が押収対象に該当しない被疑者の財産に紛れ込んでいる場合、警察が財産を一括して押収し、その中から証拠品を探すことを可能とする。

㉖ 対外諜報活動を所管する秘密諜報部（Secret Intelligence Service、通称 MI6）及び通信傍受を所管する政府通信本部（Government Communications Headquarters、通称 GCHQ）の職務を定めた法律。同法第５条はこれら２機関に加えて、国内の諜報活動を所管する情報部（Secret Service、通称 MI5）が容疑者の財産である土地・施設等への立入り又は介入(interfere)及び無線電信への干渉にあたっては、主務大臣の令状を得ることを義務づけている。同法第６条は、主務大臣の署名により発された令状の有効期限を６月と定め、緊急の場合に主務大臣が声明によって保証した同大臣による特別許可に基き、当該省庁（内務省）の上級官吏の署名を得て交付される令状の有効期限は、２労働日と定めている。

㉗ 以下に2000年法の規定を訳出する（下線部は今回の2006年テロリズム法によって追加された部分である）。

「第１条　テロリズム：定義

(1) この法律において、「テロリズム」とは次のいずれにも該当する行動の利用又は脅迫をいう。

(a) 行動が第２項に該当すること。

(b) 利用又は脅迫が、政府又は<u>政府間国際機関</u>に影響を及ぼし、又は公衆若しくは公衆の一部を恫喝する意図を持っていること。

(c) 利用又は脅迫が、政治的、宗教的又は思想的な目的のために行われていること。

(2) 次のいずれかに該当する行動は、この項に該当する。

(a) 人に対する深刻な暴力を伴うこと。

(b) 財産に対する深刻な被害を伴うこと。

(c) 行動を行った者以外の人の生命を危険に晒すこと。

(d) 公衆又は公衆の一部を、深刻な健康上又は安全上の危険に晒すこと。

(e) 電子システムに深刻に干渉するか、混乱さ

せることを意図していること。

(3) 第２項に該当し、火器又は爆発物の使用を伴う行動の利用又は脅迫は、第１項(b)号の条件を満たすか否かにかかわらず、テロリズムとする。

(4) この条中、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

(a) 「行動（action）」とは、イギリス国外の行動を含む。

(b) あらゆる人又は財産に対する言及は、場所にかかわりなくあらゆる人又は財産についての言及とする。

(c) 公衆への言及は、連合王国以外の国の公衆への言及を含む。

(d) 「政府」とは、連合王国、連合王国の地方（Part）又は連合王国以外の国の政府を意味する。

（**おかひさ　けい**・海外立法情報課）